

予算審査特別委員会：平成28年3月15日（開会 午前 9時30分）

委員長

皆さんおはようございます。3月8日の定例会において当特別委員会に付託されました、平成28年度各会計の予算案を本日より審議してまいります。私といたしましては、委員会をスムーズに、そしてその結論が適切に導き出されるよう努力をしてみたいと思っておりますが、委員の皆様方におかれましては、その質問の趣旨がわかりやすく伝わるよう、簡潔な発言に心がけていただきたいと思っておりますとともに、質問が議題外にわたらないよう特段のご配慮とご協力をお願い申し上げます。また、委員からの質問に対しまして町理事者、また関係課長各位には、端的で誠実なる答弁をお願いしたいと存じます。また本日は、午後3時をめどに会議を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。それでは、ただいまから予算審査特別委員会を開会し、直ちに会議を開きます。ただいまの出席委員は12名で会議は成立いたします。これより、本委員会に付託されました平成28年度、平取町各会計予算について審査を進めてまいります。なお発言される場合は、委員長の指名の後にご発言されるようお願いいたします。それではまず、議案第13号平成28年度平取町一般会計予算に対する質疑を行います。質疑の順序といたしましては、はじめに歳入歳出事項別明細書から行い、続いて第2表債務負担行為、第3表地方債と進めてまいりたいと思っております。なお、委員会審査を進めていく上で、予算の年度別区分を明確にするため、本年度、来年度とはせず、必ず平成28年度、あるいは平成27年度として発言されるようお願いいたします。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳入から質疑を行いますので、予算書の11ページをお開き願ひます。このページについて質疑ございませんか。中川委員。

中川委員

4番中川でございます。歳入の2節でありますけども、滞納繰越分とここに書かれていますけど、その分野の収納率について、ちょっとお聞きしたいと思います。平成27年度に関しては、この収納率12%だったのに対して、平成28年度の予算では15%と3%伸びておりますけども、これは実際、平成27年度にこの滞納の税額が少し余計に入ってきたということを示して3%上げたのか、そこら辺のことをちょっとお聞きしたいです。

委員長

税務課長。

税務課長

ただいまの質問にお答えします。ここ数年間の収納率の状況をみて、昨年度12%だったんですけども、15%ということで3%ほど収納率を上げさせていただいたということですので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

委員長

よろしいですか。中川委員。

中川委員 ちょっと意味今わからなかったです。ただ、3%上げただけのことなんでしょう
か。

委員長 税務課長。

税務課長 ここ数年間の収納率の状況をみますとですね、過去3年間なんですけれども、1
7%、昨年で行くと20%、その前でいくと15%ということで、この数年間
の収納率の状況をみて、債権の回収が進んでるということもありまして、今回、
収納率を3%上げたということですので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

委員長 ほかございせんか。なければ12、13ページ。14、15ページ。16、
17ページ。18、19ページ。20、21ページ。22、23ページ。24、
25ページ。26、27ページ。28、29ページ。30、31ページ、高山
委員。

高山委員 6番高山です。ちょっと29ページなんですけれども、この中で分担金と負担
金ということで、児童福祉費負担金のそこに、それぞれの分の歳入が入って
おりますけれども、これはこの中に俗に言う保育料の未納分も実は入れてあるの
かどうかちょっと伺いたいと思ひますけれども。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉
課長 滞納分も入っております。

委員長 高山委員。

高山委員 これは、先般の一般質問のときにもお話しましたですけれども、道営草地の強
制徴収公債権ということのなかで、保育料だとか介護保険料ということが、す
でにもう5年で未納になっている、もしくは、介護保険料であればちょっと違
いますけれども、未納になってるということでございせんけれども、これには
あれですか、保育料だと思ひますけれども、すでに5年以上の実は、未納分
も含めたかたちで予算計上しているということになるのか、その辺ちょっと伺
えればと思ひますけれども。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉
課長 お答えいたします。5年です。その分でしかカウントはしておりません。

委員長	高山委員。
高山委員	そうしたらこの中に入っている未納分については、俗に言う強制徴収公債権の範囲をこえるものには入っていないということで、それは前回のときには、その分もあったんですけども、それは不納欠損か何かで落としているんではないってないということなのか、その辺をもう一度。
委員長	保健福祉課長。
保健福祉課長	高山議員のとおり不納で落としているような状況であります。
委員長	高山委員。
高山委員	まだ今年度の決算の書類が出ていけませんので、不納欠損にした金額がどれぐらいになるかというのは、大体おわかりになりますですか。
委員長	保健福祉課長。
保健福祉課長	今の段階ではちょっと。資料持って来てないのであとでお知らせします。
委員長	千葉委員。
千葉委員	11番、千葉です。30ページですね、平成28年度の中で、第2節の情報通信施設使用料のことで、ちょっと実態がわからないのでお伺いしておきたいと思えますけども、ケーブルテレビの使用料、去年はわずか10万ほどの歳入見込みで、今年度は130万ということで、今のケーブルテレビの使用料の実態の一端をお聞かせいただければ、今後もまた、この使用料が伸びていく可能性があるのかも含めて、お答えいただきたいと思えます。
委員長	まちづくり課長。
まちづくり課長	お答え申し上げます。ケーブルテレビ使用料でございますけれども、去年の計上額が10万ということで、本年度120万増額ということでございまして、内訳といたしましては平年ベースでの10万と、それから、今年事業といたしまして、振内の公営住宅の地域の光ケーブル化ということでございまして、あの地域今までNHKの難視をやっておりまして、NHKがフィーダー線の更新

ということで、1戸あたりかなりの負担が生じるというお話がございまして、この際町管理のケーブルテレビをあそこに配しまして、町管理で行おうということにしております。対象が60戸ということでございまして公営住宅入居者分が30世帯、一般家庭が30世帯ということで、一般家庭からは3万円を1戸あたり徴収をします。公営住宅は1万円ということで、120万増えたという、D団地ですね、という内容になっています。

委員長 千葉委員。

千葉委員 ということは、この振内の公住の部分の一部地域ということなんですけども、まだ平取町にこのような改善をしていくような場所というのは、まだほかにも見込まれているのかどうかちょっとお伺いしておきたいと思います。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 地デジ難視のケーブルテレビ配信で対象になる地域は、豊糠を除いた全てがこれで町所有のケーブルテレビでカバーされるということになっておりまして、豊糠地区につきましてはいち早く組合方式で地デジ化を進めたということもあってですね、それはまだまだ継続するというような基本になっておりまして、ほかは全て当町管理のケーブルテレビが網羅されるというような状況になっております。

委員長 ほかがございませんか。30、31ページ。藤澤委員。

藤澤委員 31ページの2目ですか、3節の共同作業場使用料、これ若干の9千円の上積みということでこの間、説明を受けておりますが、実態としての常時、生業としての使用者、人数とか、あるいは季節的に時々利用してる、あるいはその利用してる方に、民間の方がこれお願いできますかというような使用実態の一端を伺えたらと思いますが、いかがでしょうか。

委員長 アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長 基本的にですね、二風谷民芸品共同作業場、これについては二風谷民芸組合の方々が実際に使用してるということになってございます。ただそれ以外の方々も使用が可能ということになっておりますので、それなりの資料については後ほど整理してお渡ししたいと思います。よろしくお願いたします。

委員長 藤澤委員。

藤澤委員 説明通りのことなのですが、いわゆるその伝統工芸品の指定を受けた、そして今まさに、観光課が設立してですね、これも含めたかたちで大いに羽ばたこうと、アピールしていこうということでございますので、どうかこの作業場の使用が頻度が高まれば、当然技術も上がって商品として出回る、あるいは芸術品として出回るということでございますので、この作業場という名前のみならず大いに使っていただいでですね、平取の存在感そのものを知らしめていただく、これは希望でございます。以上でございます。

委員長 ほか30、31ページございませんか。なければ32、33ページ。高山委員。

高山委員 33ページの土木使用料の関係でお聞きしたいと思いますけれども、町営住宅の使用料等については、前年とほとんどかわりませんが、これらの26年度の決算の資料見ますと、相当な額の未納があるように思われますけれども、今年度についてもどれぐらい、まだこれからということになりますけれども、どういう状況かというのが1点と、同じく排水施設の処理につきましても、26年度については800万程度未納になっているというようなことがございます、その辺の状況について、27年度についてお知らせいただければと思いますので。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 26年度の実績、27年度の見込みの分今ちょっと手持ちにありませんので、後ほど調べて、数字等をお知らせしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

委員長 ほかございませんか。はい、なければ34、35ページ。36、37ページ。櫻井委員。

櫻井委員 3番櫻井です。商工使用料、7目の4節の二風谷ファミリーランド使用料なんですけど、昨年も51万、そして平成27年度も179万9千円とかなりの減額になってるんですが、これについてはキャンプ場等の使用が非常に減ってるということなのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

委員長 産業課長。

産業課長 質問のほうにお答えいたします。キャンプ場につきましては、26年度の実績で人数が4936名、金額にして363万3500円の利用となっております。平成27年度の実績につきましては、人数が5546名、比較でいきますと、26年度に対しまして610名の増、金額が414万9千円ということで、金

額については51万5千円の増というかたちで利用は増加してる状況となっております。

委員長 櫻井委員。

櫻井委員 180万ほど下がってますよね。この理由はそれでは一体何でしょうか。

委員長 産業課長。

産業課長 27年度の予算編成のときにですね、びらとり温泉ができて、それに伴う増収を見込んでおりましたけれども、見込みがかなり大きかったということで、そこまでトータルして達していないということで、27年度の実績によって28年度予算を編成したところでございます。

委員長 ほかございませんか。なければ38、39ページ。40、41ページ。42、43ページ、44、45ページ。46、47ページ。48、49ページ。50、51ページ。52、53ページ。54、55ページ、中川委員。

中川委員 55ページの1節、農業費補助金なんですけども、この分野の中山間地域等直接支払交付金のことについてちょっと伺います。現在平取町も、昨年から見ますと500万円程度交付金が減っておりますけども、これは、面積自体が減っているから金額も下がったということなんでしょうか。

委員長 産業課長。

産業課長 お答えいたします。27年度から第4期の中山間の事業が始まりまして、27年度に航空機によるレーザー測定の金額を計上させてもらってございました。2千万程度かかっているようなかたちになっておりますけれども、新たに測定をしながら対象の農地が減っている部分と、急傾斜と緩傾斜ということで、急な傾斜の部分と緩い傾斜の部分の区分がありまして、それで交付金自体が変わってきますけれども、急傾斜から緩傾斜、緩い傾斜に変わったというのが測定によって出てきたということで、面積も減っておりますけれども、その傾斜の角度も変わっているということで、金額的に少なくなっているようなかたちになっております。

委員長 中川委員。

中川委員 結局測り直したら、そういうところが出てきて、その分野で金額が少なくなったという理解でよろしいのでしょうか。

委員長

産業課長。

産業課長

以前の測定につきましてはかなり以前にですね、測定をしております、それを使ってやっておりましたけれども、第4期が始まるということでより精度の高い測定をやるということで、測り直したところでございます。それによって、以前は対象になっていた地域も、精度を高くして測定し直した結果、対象にならない土地、また急傾斜から緩傾斜になった土地等がありますし、中身についても田んぼ自体のあぜが取り払われて、復元できないようなかたちになっている部分については、対象農地から外すというようなことも要綱にありまして、その部分もあってということで、面積的には少なくなっている部分がございます。

委員長

中川委員。

中川委員

わかりました。別に、もう少し違うことをちょっとお聞きします。国のほうで協定締結や交付面積の増加を後押しするために、制度の支援強化というものを検討することとなっていますが、具体的にどのようなことを言ってるのかわかりますでしょうか。

委員長

すいませんもう一度お願いします。

中川委員

国から今協定締結や交付面積の増加を後押しするために、制度の支援強化を検討するというふうに、国のほうからやってきているんですけども、具体的にどのようなことか今おわかりでしょうか。

委員長

産業課長。

産業課長

平成27年度で協定を結ぶ際に、協定参加者の中でこういう取り組み事業をやっているということで、ある程度ポイントを上げていきますと、国から4分の2、道4分の1、町4分の1ということで、交付金を支出しますけれども、その分を満度に使えるようなかたちになります。で、そのポイントが少ないと満額使えないということで、そのポイントを増やすために女性の方の参加、共同集落の中での参加ですね、平取町の場合については、貫気別、岩知志で女性の方が加工施設をやってジャムですとか豆腐ですとかそういうのをつくっておりますので、そういう試験研究の部分を共同集落の取り組み事業の中に入れてやっておりますし、新規参入の方を共同集落の中に取り組みますと、ポイントが高くなって、先ほど言った100%の交付金で事業ができるというようなかたちがありまして、それに取り組んでるようなかたちを行っております。

委員長	ほかございませんか。高山委員。
高山委員	6番高山です。今の関連で全く勉強不足で申し訳ないんですけども、この今言われた、直接払いの関係の経費については、今年は第4期ということで、飛行機によって測量しなおして、50万、前回の議員全員協議会か産業かちょっと忘れましたが、50万平米くらい減ったんですけどこれは、このお金は個人に払う、直接払いのものしか使えないということになるんですか、例えば、全部、実績報告でやって整理したらそれだけで終わって、これが例えばトータル4千万ちょっとのものが3千万使い終わったからということで、個人の分はですよ、それ以外の分についてはまた何か違うものには使えるのかどうかちょっと教えていただければ、ありがたいんですけど。
委員長	産業課長。
産業課長	お答えいたします。交付金の金額につきましては基本的に耕作者への直接払いで、田については51%を農業者に支払いをしております。畑の場合につきましてはなかなか共同の取り組み事業ができないということで、92%を直接払いで戻しております。平成27年度でいきますと、田のほうで直接延べ支払いしてる部分については、2164万6千円。畑につきましては96万8千円を直接払いしております。全体で4640万ほどの交付金がございます、それ以外の部分については共同取り組みの事業ということで、土地改良事業、用排水の整備ですとか、基盤整備等に使っている部分もございますし、各自治会による、環境美化活動、これも共同取り組みの中で認められておりますので、町内の各自治会のほうに花壇整備関係で支出をしております。また先ほど言った女性の活躍ということで、農産物加工販売事業について試験研究をするために、助成を行っているようなかたちになってございます。
委員長	ほかございませんか。鈴木委員。
鈴木委員	先ほど、中川議員のほうへの答弁のなかでですね、その中山間の関係で、直接払いの。それで伺いたいんですけども、要件の中に、水田であってもあぜがないところについては、対象外というふうに受け取れるような答弁だったかなというように思うんですけど、一つはですね、そういう要綱の変更といいますか、そういうことについて、この直接払いの関係については、その関係の団体が農協とか役員さんとかいろんな方が入ってのありますけども、そこへの説明というのは、すでに済んでいるのかなということが一つです。それと、確かにそういう要綱があるのかもしれないんですけども、今まで一定の傾斜地、水田であっても一定の傾斜地があるということから対象農地ということになってたと思うんです。そういった意味では、そういう要綱はどうしてもしっかりと履行し

なければならぬとすればそれはある意味田んぼでなくて畑という状況の認定、多分、あぜをとったということは、畑として利用しやすい、あるいは牧草地として利用しやすいとか、作業効率を上げるためっていうことがよく行われているという実態があると思うんですね。そういうふうなかたちで、もしかして田んぼではだめだとすればそれは畑としての認定はできないのかどうなのかっていう、そのあたり、多分、転作奨励金そのものは田んぼであれば・・・にかわったりする。あぜがあるとかないとかでということでは、今の段階ではまだ話はでてないと思うんですけど。で、影響ないかと思うんですけど、その点について伺っておきたいと思います。

委員長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。要綱ですとか対象になる要件等については、共同集落の推進会議という役員会がありまして、そこに各団体ですとか、そういう方も入っていただいておりますので、十分説明をしておりますし、総会等でもそのことについては話をしております。ただ総会の参加者がかなり少ないということで、当然対象になる方、今までの対策から金額が減ることになる方もいらっしゃると思いますので、その部分については事前に、今回の計測によってこの面積になりますというような通知も行っております。で、要件については先ほどの簡単にあぜがなくなっただけという話をさせてもらいましたが、そのほかにいろんな要件がありまして、例えばあぜをなくしてまわりに牧柵を張って、簡単に戻ってこないようなかたち、田からですね、そういう放牧地みたいなかたちになってですね、そういう場合については、その辺、なるべく、事務局としても対象にしていきたいということで理由付けをしながら対象農地とするようなかたちで対応はしておりますけれども、どうしてもこれは国の交付金が入ってきておりますので、会計検査等もございますし、そういうこともあって、どうしても対象にならないようなかたちになってる部分については外していったというようなかたちになっております。事務局としてはなるべく、そういう農地が出ないようなかたちで対応はしておりますけれども、どうしてもそういうような要件等で対象にならない土地が出てきている部分がありますので、その部分についてははずさせてもらってるというようなかたちになっております。

委員長

ほかございませんか。なければ56、57ページ。千葉委員。

千葉委員

11番千葉です。57ページの、1節社会教育費補助金のいわゆる放課後子ども教室の推進事業費の補助金のことでお伺いしたいと思います。私の記憶というか平成26年度当時は350万ほどの確か歳入ということで、昨年見ましたら昨年と同額の281万4千円ということで、この基となっているその527

万7千円の根拠がちょっと私も勉強不足で、ちょっとこれこの基となっている数字は、補助金ですので、教室の3教室という数なのか、それとも児童の人数なのか、あるいはその地域性とか何とか入っているものなのか、この基となっている527万7千円の算出根拠というのをちょっと、お知らせいただければと思います。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 ただいまのご質問ですけれども、すみません細かい数字はあれなんですけども、定額で1教室いくらという定額の部分があるのと、それからコーディネーターに要する費用の部分で、3分の2の補助率をとということで、平成27年度、それから平成28年度についてもだいたい同じような額、平成27年度でいきますと、補助対象で730万くらい、全体でかかるんですけども、補助基準額としましては、370万程度、それに対して補助金が249万というのが27年度の見込みで、今みているところであります。細かい数字につきましては、資料をご用意して提出したいと思います。

委員長 千葉委員。

千葉委員 いや、わかりました。それで一気に平成27年度、26年度と比較して70万4千円ほど下がって、そのまま今年も下がったまま281万4千円ということなんですけど、この70万減額で、歳入見込みだった平成26年度からこんなに減ったのはなんかやっぱり、何が要因だったのかなと思って。というのは今政府のほうでも子育て支援のことで一生懸命取り組んでいるとは思いますが、この減ってきた経緯と、また同額になった経緯、細かい数字、後から提出ということですので、ちょっとその平成26年度から27年度28年度に至ったこの数字の推移の経緯もですね、できれば中身のほうお知らせいただければありがたいと思います。後ほどで結構ですので、よろしく願いいたします。

委員長 ほか、56、57ページ。ございませんか。58、59ページ。60、61ページ。62、63ページ。高山委員。

高山委員 6番高山です。63ページですね、不動産売払収入の関係で、1節の不動産売払収入につきましては、土地売払代ということで、二風谷に新しく造成した団地の売り払いなのかなということと、理解をしておりますけれども、それでよろしいのかどうかということと、たしかあそこ10区画つくりましたので、その売り払いの状況といえますか、現在1戸建ってるということになりますけれども、残りの状況はどうなのかも含めてお知らせいただければということと

お願いしたいと思います。

委員長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

お答えいたします。この予算の内訳といたしましては、現在10区画のうち2区画が売却済みということでございまして、残りの8区画分の収入の計上ということで、50万円の区画が4区画と、45万円が4区画で380万円というような内容です。現在1戸もう入居の状態ですが、28年度早々にもう1戸建つ予定になっておりまして、今その準備を進めているというところでございます。あと残りにつきましてはまだちょっと売却のめどが立っていないということもありまして、現在、取得後2年以内に家を建てるというような条件になっておりまして、その辺の緩和を早々に、検討したいと思っております。もうちょっと長く条件を緩和すれば、買う方もいるんじゃないかというような、ちょっとそういう可能性もさぐりながら検討したいと思っております。PRがちょっと足りないというような指摘もありまして、今年度はさらに予算等もとっております。例えば新聞等でのお知らせのほか、ちょっと変わった取り組みとしては、札幌市の地下鉄の車窓といいますか、そこにステッカー等を貼るというようなPRなども考えたいと思っております。まもなく分譲中というような看板もあそこに設置しようということで、なんとかスムーズに売れるような工夫をしてみたいというふうに思っております。

委員長

高山委員。

高山委員

今ちょっとお話聞きましたけれども、これから販促もしながらということになってくるかなというふうに思いますけれども、町としてはどうなのでしょうかね、例えば今ああいうかたちで整備されて、要綱、詳しく見てないからということになりますけれども、地域の方には売り払いできないということになっているんですよね。で、一定程度、例えばできてから5年10年たって、なおかつ、売れないということであれば、もうちょっとこう、広げて地域の方も買える、まあいろんな今条件厳しくなってますから、なかなか大変なんでしょうけれども、どっかでそういうことも、まあ今はそんなこと考える必要はないんでしょうけれども、将来にわたってずっと空けておくということも含めてということになりますので、その辺の考え方は、今のところはありますか。

委員長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

ちょっとPR不足もあったかもしれませんがもともと10区画のうち4区画を定住用ということで、町内の方というようなしきりをさせていただいてまして、総務省の補助金が入っているということもあって、これで売り出すんだと

ということもあって、ちょっといろいろ補助金の関係で、協議しなきゃならんと
ころも出てきますけども、今後その売れ行きをみながら、その条件等の整備を
していきたいというように思っています。

委員長

ほかございませんか。64、65。櫻井委員。

櫻井委員

65ページの寄付金の4千万についてでありますけれども、27年度のふるさと
と納税決算見込みというのいただきまして、それながめてるんですけれども、
9月に新しい制度といいますか、民間の方に返礼品を用意していただいてって
いう新しい対策でもって納税を行ったところ、本当に飛躍的な数字の伸びを示
しまして、大変、頑張ってるなど評価するところでもありますけれども、9月、
10月、11月、12月というのは本当に300万、400万、700万、1
200万とそういう経緯できているのは、非常に嬉しいんですけど、1月、
2月、3月というのは本当に100万台にがくっと金額が落ちるんですよ。
これでもって算出いたしますとこの4千万という数字はどうなのかなって思う
のでありまして、なんというのかな、新しい対策といいますか、また、新たな
こと、そちらのほうで考えていらっしゃるのかどうかということ伺いたいいん
ですが。

委員長

総務課長。

総務課長

櫻井議員のご質問にお答えを申し上げます。ふるさと納税の決算見込みの資料
でありますけれども、ご指摘の通り12月はピークを迎えまして1210万、
1月以降は100万。これは制度上、税の、所得税、住民税の控除の計算の中
で、期間がですね、1月から12月をもって、その中で寄付したのに対して
翌年の2月の確定申告ということになるものですから、1月に寄付すると1年
後、来年の税控除になってしまうという仕組みが実はございます。したがいま
して、どの町もそうでありますけれども、12月の末にかけていわば駆け込み
というか、相当その税の控除を早く、2か月後、3か月後に受けられるために、
金額が上がるということであります。従いましてこれ9月にはじめましたが9
月、10月、11月と、だんだん上がっておりまして、12月でピークを迎え
ると。その反動というか税の控除の仕組みによりまして1月はぐっと落ちると
いうことであります。ですから、このまま、またずっといくということではな
くて、暦年の後半ですね、だいたいほかの町を調べますと、9月以降ぐらいと
いうふうに認識しているんですけれども、まただんだん上がってくるというこ
とであります。それと本年度4千万、にさせていただいた部分であります、
そういう意味で今度観光商工課を設置させていただいて、そこでふるさと納税
の返礼品のメニューを、今は米、肉、トマトということをやっておりますが、
もう少しいろいろ広い商工業者さんや農協も含めて連携をして、観光商工課と

して連携をして、メニューを多くして、やはり他町の例をみますと、メニューが多いほうがやっぱり選べる楽しみや、やっぱりなんていうんでしょう、そういうものがあるということで、それといろいろほかにも工夫しながらですね、観光商工課において、こういうかたちで進めていくことによって、本年、はこの収入によりますと、寄付、多額の法人様からの多額の寄付を除くと3086万程度の見込みなんですけれども、それを斟酌して28年度は4千万と仮に見込ませていただきましたが、私どもは、それよりも多く収入をする目途で進めていきたいと考えております。櫻井議員からご評価いただきました26年度までは50万、70万というような納税でありましたが、本年、27年度3千万を超える見込みのものをいただくことができ大変ありがたいというふうに考えております。ただし、全道他の市町村をみますと、ご案内の通り億単位っていうかですね、そういう町も相当出ております。これについては、金額の多少ということではないとは思いますが、そのことによって、町のいろんな施策に生かすことができるだけでなく、その返礼品を全国にお送りすることによって平取町の特産物等をPRできると。そればかりに限らず、その特産品を生産して、仕入れることによって、生産者の利益、生業に資することができるというふうに考えておりますので今後とも、取り組みを強化していきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

委員長

櫻井委員。

櫻井委員

4千万以上の寄付金を目指しているということで頑張っていたきたいと思っております。あと先ほど言った気になるのが27年の後半に豚肉が足りなくなったということもございましたので、その辺の対策もあわせて、答弁はよろしいので、よろしく願いいたしたいと思っております。それとですね、委員会で本当にたびたび言って、持論といいますか、テレビ等でもやってるんですけどね、本来の目的から日本中が加熱してどんどんはずれていくっていうそういう懸念もありますんで、本当に平取町のふるさとを再生したり創生したり、残していきたいというような、そういった本来の目的のふるさと納税っていうのもあっていいと思うんですよね。だから義経神社の木を植え替える、ボランティアも含めてそういう納税はいかがですかとか、例えばシャケだとかそういったもの産卵場をちゃんと整備して、魚がシャケが、サクラマスが帰ってくるような沙流川をつくりましようだとかって、そういうようなね、本当にふるさとを再生するための納税っていうのも、あちこちで成功している例もあるんでね、それともあわせて、二本立て三本立てでそういった企画をしていただければと。委員会でも言ってるんで十分理解はされているとは思いますが、その辺のことも少し、今後企画して予算立てしていただけないかなと思っておりますのでよろしく願いいたします。

委員長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。櫻井議員の意見は以前より拝聴いたしておりますし、重要なことであるというふうに認識をいたしております。平成27年度におきましては、このような、インターネット等で募集するというはじめての経験でありました。先進地を調査したりしながら、このインターネットでの公募をある程度軌道に乗せるという第一義的に努力してまいりましたものですから、櫻井議員のおっしゃってる内容もよく理解はしているのでありますけれども、そこまで企画、立案、なかなか間に合わなかったというのが実態であります。今後、メニューをふやしていくなかで、今おっしゃったような内容についても、検討させていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

委員長

ほかございませんか。千葉委員。

千葉委員

11番千葉です。同じ項目で、私も質問したいと思います。寄付金の65ページ、寄付金の関係、まあこれはふるさと納税というか寄付金というかたちのなかで先ほど櫻井委員のほうからも出てましたけども、委員会でもたびたびこの数字の推移を含めてですね、上がってきてるわけでございますけども、やはり全国的にみて、各自治体に取り組んでいく姿勢というのは、年を追うごとに加熱してるようなきらいがあるんですけども、私は今、総務課長の説明の中で、ちょっと気になってるのが、私は単年度の数字を追っかけるってということよりですね、戦略的に平取町の自治体としての戦略的にやっぱり5年から10年先に、こういった目標を掲げて、まあ今品目増やすとか、あるいはネット上のいわゆるそのアピール、もそうなんですけども、やはり戦略を立てて、観光商工課という新しいスタートラインを切るわけですから、その中でやっぱり長期戦略をやっぱり練って、やはり、額面だけでなく、今言った供給のものもちょっと足りなかったよという部分も、これはあってはならないことだし、そういったことも含めてですね、平取町の良い農産品を含めてですね、アピールしていく、その戦略を立てていくなかでの今後の取り組みというのをぜひ詳細を立てていってほしい。そうすることによって、歳入の見込みを含めてですね、年々変わっていくもんだなというふうに思ってますので、私もこのふるさと寄付金に対しては非常に注目をしておりますので、その自治体のやり方一つで、もう桁違いに数千万だったのが数億というかたちの自治体も現に現れてますから、これは有効な手段と思ってます。それとやっぱり使い道のことです。具体的に申し上げましたことは櫻井委員の言ったとおりなんですけど、やっぱり使い道ですね、やっぱり自治体の戦略だと思うんですよね。このことに対しては、今後5年間、力を入れてやっていこうという部分も、あるいは今後2年間ぐらいは、このことに対して、ふるさと寄付金であがった金額の使い道としてはこういう方向でいこうという、これもやっぱり戦略を立てて計画

的なですね、使い道をぜひ歩んでもらいたいなと思っておりますのでその辺のことについて、改めて商工観光課の戦略として持っているものなのか、その一端をお聞かせいただきたいなというふうに思っております。

委員長

総務課長。

総務課長

お答えをさせていただきます。千葉議員おっしゃったように、単年度ではなくて、長期戦略の中でこれを行うべきだという意見は大変重要であるというふうに考えております。前段の櫻井議員からもご指摘ありました返礼品の品物の、品薄のことなんですけども、これについてはですね、管内、あるいは道内、全国的に実態としては結構あります。予想以上に注文が殺到して、供給ができない場合は、ネット上品切れというようなデパートの販売ではありませんけれども、そういったかたちで一時的に供給がストップするという場合があります。しかも平取の場合は養豚の農家の数をご案内のとおり少ないということもありますので、ある程度限度があるということではあります。ただ、それなので、その品目はあげないほうがいいかといえ、それは、人気がありますのでどうしてもやっぱりそこメニュー化するということで、逆に一部品切れっていうほうがこれ人気あるんだなということで納税者から高い価値があるというふうに見られる向きも、実はございます。ですから質の管理や量については、十分業者さんとの間で対応していかなければならないと思っておりますが、そういう事情も実はありますということを申し上げたいと思っております。で、この戦略につきましては、今後、4月1日から設置される観光商工課、私ども今約半年こういうネットの関係でやらせていただきました経験も含めて、町としてこれを増加させていくという、基本のなかで、どうしていけばいいか具体的に検討しながら、良いものをつくっていきたいというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

委員長

ほかございませんか。なければ66、67ページ。68、69ページ。70、71ページ。72、73ページ。74、75ページ。76、77ページ。高山委員。

高山委員

77ページですね、諸収入のところの勤労者生活安定融資資金貸付金元金収入の関係でお聞きをしたいと思いますけども、これは、勤労者に対して、ろうきんに元金を積んでということの貸し出しをしている内容だというふうには理解してはいますが、最近の貸し付けの状況等について、おわかりになれば、その貸し付けの状況と今は利率いくらで貸し出ししてるかというのがおわかりになりますか。

委員長

産業課長。

産業課長 お答えいたします。利率のほうにつきましては一般生活資金のほうが2.21%、教育資金については1.88%ということで貸し付けを行っております。利用状況については詳しい数字は後から出したいと思います。よろしくお願ひします。

委員長 よろしいですか。高山委員。

高山委員 過去にはですね、利用する方が非常に多くて、元金を積み増したということがあるんですけども、現在その元金の中で貸し付けがおさまっているのであれば後ほどまた、違う機会にまた、おしえていただければと思いますので、後での回答はよろしいと思いますのでよろしくお願ひします。

委員長 ほかがございませんか。なければ78、79ページ。80、81ページ。82、83ページ。櫻井委員。

櫻井委員 82ページの雑入なんですけど、今回これびらとり温泉の指定管理者からの納付金というのが計上されていないんですけど、これについてはやはり不確定なものという意味で、今回のせていないということなのか、これ、当時かなり200万ということで期待をしていた部分があったんですけど、早くも、計上されていないということで、その辺のことちょっと伺いたいんですけど。

委員長 産業課長。

産業課長 お答えいたします。平成26年度の寄付については210万の寄付を受けているようなかたちになってます。平成28年度の予算編成のときに、アンビックスのほうからも申し出がありまして、納付はしますけれども金額的なものは、その段階で確定できないということもありまして今回のせてはおりませんけれども、当方としては、それくらいの金額を納めてもらえるというかたちで考えております。

委員長 ほかがございませんか。なければ84、85ページ。86、87ページ。88、89ページ。90、91ページ。ございませんか。なければ、以上で歳入の質疑を終了いたします。次に、歳出の質疑を行います。93ページの議会費から質疑を行います。93ページ、質疑ございませんか。94、櫻井委員。

櫻井委員 はい、櫻井です。94ページの光熱水費、これに限らないんですけど、2月の末の新聞、また今日も出てたんですけど日本ロジテック協同組合、が電力小売業から撤退する、今日は倒産したっていう話でありましたが、これ新聞による

と15施設に供給されているって聞いたんですけど、書いてあったんですけど、どこどこに供給されているのかということと、2016年度の3月をもって、終了予定というふうに載ってたんですけど、これによってのなんていうのかな、不都合といいますか、そういったことはないのかどうか、また自治体によってはね、どこでしたか東川町かな、そこでは3割電気料が上がってしまうというようなことが、新聞に書かれてありましたよね。その辺については、そういった予測も含めての予算編成なのかっていうこと伺いたいと思います。

委員長

総務課長。

総務課長

櫻井議員のご質問にお答えをいたします。ご承知のとおり、今日新聞にも出ておりましたが、ロジテック倒産というニュースであります。最初のご質問、15施設の施設名につきましては、後ほどですね、確認をいたしまして、ご報告を申し上げたいと思っております。このことが問題になりはじめたのが、2月の終わりから3月にかけてでありまして、現実には予算編成の細かい部分については、かたまっている時期、もう予算書を印刷している時期でありましたのでこれについては、現状というか、現状であった27年度の状況に基づいて、予算の編成をいたしております。ロジテックは入札の段階で相当安い、最も安価な金額を提示しておりますので、当然金額の比較のなかで1位、ご案内のとおり北海道庁もですね、一時ロジテックにしたという報道もありまして、入札の段階で一番安いということですので、当然のことながら、そこに決めたわけがありますが、今回こういうかたちになったことから、別の会社、北海道電力にもどるということになりますと相当、今よりは全体で約ですけれども600万ぐらい電気料が上がってしまう。一年間で。ということですので、そこではない、民間でもっとしっかりしたところで、まあロジテックほどの、年間600万ほどの節約にはなりませんけれども、次善の会社というか、その次の、安い提示する会社っていうのがありますので、その会社の内容も吟味しながら、新電力、申しあげました新電力と契約する方向で今、進めております。ちょっと電気の供給につきましては、基本的に配電線からのこういうハードの部分は北海道電力が責任を持っている、こういう情勢の変化にあってもですね、電力の供給は北電が責任をもってするという事になっておりますので、うちはもうこういうかたちで病院だとかですね、大事な、もう命にかかわる、電気が一瞬たりとも通じないことがあってはならないというところも契約しておりますので、そのことへの心配はないというふうに認識をしておりますが、このことについては、十分、今後とも状況を留意しながら進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

委員長

櫻井委員。

櫻井委員 新電力会社との話を進めているということで、理解していいんですね。今課長もおっしゃったんですけど、2月28日のその社説にも書いてあったんですけど、こういうこともありますんで、なんというのかな、安さを求めるだけではなくて、そういう会社の実態とか、そういったことをよく吟味して、今後の契約に結びつけていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

委員長 総務課長。

総務課長 櫻井議員おっしゃるとおりであります。いわゆる安かろう悪かろう、では、町民の生活を守れないということでもあります。ただし一方で町財政の厳しさというのがありまして、各市町村、北海道含めまして、自治体経常経費の削減をどうすればいいのかということで、模索をしているなかで、現実的に平成27年度において、光熱水費が約600万円程度削減できた。結果的にこの会社は、経営不振で倒産をしてしまいましたが、うちとしては、そういう大事な予算を節約させていただくことができたというのは、一つのこういう新しい制度になったプラスの面であると思いますので、そういったマイナスのほうは十分留意しながら会社をきちんと調査検討しながら、今後とも、やらせていただきたいと思いますというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

委員長 ほか、丹野委員。

丹野委員 13節の委託料なんですけど、庁舎管理委託料が去年548万が963万と膨らんでると、その一番下の公共施設総合管理政策支援委託料ですか、これは新規なんですけど、どのような考えを持ってるのかちょっとお聞きしたいです。

委員長 総務課長。

総務課長 庁舎管理委託料の部分については、これですね、申し訳ございません、後ほどお答えをさせていただきたいと思います。公共施設等総合管理計画作成支援業務委託料につきましては、国のほうから市町に対して、公共施設、いろんな公共施設がありますが、その現状の配置、あるいは今後の整備について計画を立てなさいということで、おりて来ております。そのことについて、民間に業者委託しながら計画を立てるための委託料の新規計上であります。以上です。

委員長 高山委員。

高山委員 6番高山です。94ページの中の一般管理費の中の、交際費について、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。何年か前から、町民が亡くなったときに、町から一律5千円のですよね、そういった意味では、香典を出しているか

なというふうに思っていますが、それは交際費の中で出してるのかどうかをちょっと確認をさせていただきたいと思います。

委員長 総務課長。

総務課長 すいません前段のご質問、もう一度すいません、最初の。

委員長 高山委員。

高山委員 一般管理費の交際費の町長交際費ありますよね。で、この中から、今、町民等しくですね、亡くなったときには、5千円のたしか香典を出してると思うんですけども、その確認は、それは交際費で出してるということよろしいですか。

委員長 総務課長。

総務課長 はい、高山議員おっしゃるとおりであります。

委員長 高山委員。

高山委員 そういった意味ではこの町長交際費の中からですね、一律町民がお亡くなりになったときに、5千円を出すというのはやはりちょっと適当でないかな。町長交際費の中にはですね、それぞれ昔、過去に役職やった方々の慶弔規定等もありますので、その辺の整理はされてるかと思えますけれども、もし、町民に等しく、香典を、それぞれ町から出すということであれば、例えば町民課だとか、そういうところにその予算はきちっと分けてというか組み替えて出したほうがいいのかなど。ですから、町長交際費の中には純然たる町長が交際費として使う分と、慶弔規程の部分に残る部分の内容ということで分けることが適当かなと思いますがその辺の考え方はどうでしょうか。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えをいたします。町民がお亡くなりになって葬儀を行われる場合に、町がその弔意をあらわすためにですね、町長として葬式に参列させていただきななかで、社会通念上認められる金額のなかで、町としては香典を出しております。これについては、現状、町長交際費で行っております。ただ葬儀を行わない方というケースもありますのでそういう場合は葬儀には行けませんので、そこは出してないということは現実であります。町民の葬儀で町長がこういうかたちで町長交際費を出すことについては、今後ともこういうかたちで町として

はやらせていただきたいというふうに考えております。

委員長 高山委員。

高山委員 内容もわかるんですけども、別に町長が、交際費で出すということではなくて、町が一般町民が亡くなられたときに出すということ、平取町として香典を出すということであれば、やはりそれはきちっとした交際費の中に入れるんじゃないかと、ちゃんと予算の中に入れてなかでですね、きちっと出すことが適切かな。町長交際費の中で出すことはちょっと違和感があるかなというところがあるので、もう一度だけちょっと答弁お願いできればと思います。

委員長 総務課長。

総務課長 お葬式に参列する場合にですね、やはり町として、社会通念上やっぱりお香典を差し上げるというのが、通常の流れだというふうに考えております。やはり、そういう意味で、町長ないし町長が不在の場合は副町長が、弔意を表して行くわけですけども、そこで、お香典を出して、これで・

委員長 副町長。

副町長 ただいまの高山委員のご質問も一理あるのかなというふうに思っております。今までは、町の要職者に対する町からの香典ということでしたけども、数年前から、町民全体に対して同じ町民ということで、町長交際費の中から町として、弔意を表すというかたちで、支出をしてきてたわけです。本当に町長交際費で支出するのがいいのか、高山委員言うとおりの、別な科目で、慶弔費として支出するのがいいのか、今回は28年度については、こういうかたちで28年度で町長交際費で予算計上してますんで、28年度ちょっと1年の中でどういう予算計上がいいのか検討させていただければと思いますのでひとつよろしく願いいたします。

委員長 ほか、千葉委員。

千葉委員 11番千葉です。95ページの19節、負担金補助及び交付金の項目のことで、お聞きをしたいと思います。1点目は、去年の平成27年度のほうにはなかった新たな項目、これがちょっと入ってるんですよ、日高町村会の負担金とか、養護学校の後援会の負担金とか、これはどう見ても毎年負担額として、計上されてる、いわゆる固定的な部分だと思うんですけども、それが改めてこの項目に入れてきたほかにも何項目かありますけども、それが一つと、なぜかということと、それと、真ん中ほどに諸負担金が10万円という計上あるんですけど

私はこの諸負担金というのは、多分ですね、その年によって流動的な負担額も生じるのかなという思いで計上支出予定として計上したのかなとは思いますが、私も、私はこの10万の諸負担金という項目というのは、ある意味ですね、ここにわざわざ金額として諸負担金として、のつける必要があるのか、あるいはその諸負担金というものの中で例えば2万円3万円の負担金が改めて予定されて、支出の計画があるのか。これは私もしないので予備としてというかたちであればここにのつけるのはふさわしくないなという気がしてるんですけども、この2点についてお伺いをいたします。

委員長 総務課長。

総務課長 はい、お答えをいたします。この町村会等の負担金につきましては、平成27年度まで、14節の諸費に計上していたものについて、28年度から一般管理費に計上することによってかたち上、一般管理費は新規になったかたちであります。諸負担金につきましては、その他の負担金ということで、予備的なものであります。そこも諸費のほうに入っていたものを一般管理費に計上したものであります。

委員長 千葉委員。

千葉委員 私はその意図がちょっとわかんないんですね。例えばですね、ほかの例えば担当課のほうでも、こういう項目で例えば諸負担金というかたち、あるいは諸経費的な部分で計上してくるということは、たまたま今回の総務の関係でこの目に付いた諸負担金10万なんですけど、私は例えばですよこれは流動的、その年によって流動的な部分とか、突発性のある部分も確かに僕はあるのかなというふうには思ってるんですけども、改めてそれを予測したなかで10万円を諸負担金という項目で、勘定科目で設けなくても私はいいような気がするんですけどね、その辺の認識の違いもあるのかな。もう一度お答えいただきたいと思います。

委員長 総務課長。

総務課長 はい、これにつきまして内容ですね、確認させていただきまして、後ほどお答えさせていただきます。

委員長 ほかがございませんか。休憩します。11時再開といたします。

(休憩 午前10時48分)

(再開 午前11時00分)

委員長 再開します。次に 96、97 ページについて質疑ございませんか。98、99 ページ。総務課長。

総務課長 先ほど、回答を保留していた部分について、お答えをさせていただきたいと思っております。まず櫻井議員からご質問があった、新電力との契約の施設名であります。15 施設になります。平取町役場、中央公民館、紫雲古津小学校、平取小学校、二風谷小学校、貫気別小学校、振内小学校、平取中学校、振内中学校、旧荷負小学校、町民体育館、貫気別支所、振内青少年会館、ふれあいセンターびらとり、最後に平取町国民健康保険病院であります。以上 15 施設であります。続きまして、丹野委員からご質問がありました庁舎管理委託料の件であります。これは昨年の数字からみて増えているということではありますが、実はですね、昨年、庁舎清掃管理業務委託料と庁舎床清掃業務委託料、及び庁舎管理委託料、この三つを別々に記載して計上しておりましたが、本年それをまとめて、庁舎管理業務委託料とさせていただいたことから、金額が多いイメージをもたれておりますが、実際その三つあわせて去年と今年の差が 37 万 5 千円、これは、人件費の増嵩によるものであります。続きまして、千葉委員からご質問のありました諸負担金の関係であります。これにつきましては、年度中、あらかじめ予想できない、負担金などがある場合があります。その場合、たびたび補正ということができませんことから、毎年、このように、諸負担金として、その他の分ということで 10 万円を計上させていただいております。ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

委員長 千葉委員。

千葉委員 毎年って去年の項目には、諸負担金という項目ありませんよ。

委員長 総務課長。

総務課長 これにつきましてはですね、27 年度 14 目の諸費のところ、諸負担金 10 万円あったものが、これを一般管理費に移設したものであります。以上です。

委員長 千葉委員。

千葉委員 言わんとする趣旨はわかるんですよ。わかるんですけども、例えば、少なくとも、予算、決算書も予算書もそうなんですけど、千円単位で 1 の数字からのつけられるわけですよ。例えば過剰金が出た場合千円、1 という単位でのつける。で、たびたび補正をとという言葉を使いました。私はそれはそれでいいと思うんですよ。やっぱ項目がはっきりしてない、これから予想しないものとして、私

あげるのも諸負担金として10万というのもこれは意図はわかるんですよ。理事者側の。けどもやっぱり、明確に項目があるものはやっぱり千円単位からのつけられるわけですから、たびたび補正ということで捉えていくのは非常に厄介だというようなふうに捉えたんですけども、そんなことはないですよ。議会としては。我々議員として議会としてそれは僕はないと思うんですよ。ただこの諸負担金とか諸経費とかっていう項目がもし担当課のほうでも多く出てくるようであればやっぱりちょっと理解できないですね。やはり、改めて新しい項目が出てきて、それに対する支出が伴うよという場合は、やっぱりその都度議会諮って、いくべきで当然かなというふうに私はそういう理解なんですけども、この10万、例えば1万円の諸負担金が発生すればそれはそれで改めて出してもらっただけで、ただ、今の予算書として、予算審査の中で、やっぱりはっきりわかっているものは当然のことながら、支出の項目に入れてもらいたいんですけども、ちょっとわからない分、予測できない分というのは、ぼくはのつけるべきでないというふうに考えてますけどもその辺の理解の認識、私違うのかな、間違ってるのか。

委員長

総務課長。

総務課長

これにつきましては、従来の計上の仕方を今回も、科目は移設しましたがこの部分、年間に10万円程度ですね、先ほど申しあげました予期しないものということがですねありうる現状を考慮して上げさせていただいたものであります。千葉議員のおっしゃる内容は、決して間違っているというふうには思いませんけれども、この点のこの上げ方については、ぜひご理解をいただきたいというふうに考えている次第であります。

委員長

よろしいですか。ほかございませんか。櫻井委員。

櫻井委員

先ほどの続き質問させていただきたいんですけど、これ15施設の中に生活館とかって入ってませんよね。これってなんていうのかな、あまりああいふ少量の電力を消費するというのはメリットがないということで入ってないということなんですか。

委員長

総務課長。

総務課長

電力の契約の単位の数字は今頭にありませんが、大きな比較というか大きな契約、いわゆる大きな施設についてこの新電力が27年度においては、契約ができる施設ということでありましたので平成28年4月1日からは、家庭でもできますので、小さくなります。これ、今のこの状態については、比較的大型の契約ということで、理解をしていただければと思います。

委員長 櫻井委員。

櫻井委員 これはちょっと別なんですけど、消防支署のほうはこういうものに入ってるかって今質問してよろしいですか。

委員長 どうぞ。

櫻井委員 このロジテックに関しては契約はあったんでしょうか。

委員長 消防支署長。

消防支署長 櫻井委員のご質問にお答えします。日高西部消防組合消防署平取支署といたしましては、支所としての支払いがございません。日高西部消防組合として、管理者として日高町とともに一緒に経理されてますので、契約が日高西部消防組合になってます。全ての建物と一緒にになってますので、この部分に関しては、平取町とともにというふうになってない現状です。

委員長 櫻井委員。

櫻井委員 今後において、そういった考え方っていうかこういう新電力との契約の考え方というのはないんでしょうか。

委員長 消防支署長。

消防支署長 今回の段階で、日高西部消防組合消防本部との協議の中で、議題には出ておりませんが、日高町との考え方と横並びで協議をする過程はあるかと思いますが、今のところは話は出ておりません。

委員長 櫻井委員。

櫻井委員 今後、いくらかでも、節約っていうか、節減になりますので、ひとつお話しをいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

委員長 消防支署長。

消防支署長 今後は消防本部との協議の中で、進言をしながら、経費削減に努めていきたいと思っておりますのでよろしくご理解のほどお願いいたします。

委員長

ほか、鈴木委員。

鈴木委員

12番鈴木です。95ページの委託料、庁舎管理業務委託料、先ほど説明いただきました27年度までですね、三つの項目に分かれていたものを一本化したと、そして、その差額については人件費分だという説明でございました。これ、過去からずっとこう一つの会社に委託してきたものなのかどうなのかということの一つ伺いたいなと思います。それで、たぶんここで一本化したということにつきましては、いつからかわかりませんが、1社にしぼったかたちで契約してるという、ことなのかなというふうには思いますけれども、ただ、やはりですね、この3本の本を一本化するということになりますとそれぞれの項目について、今までこういうかたちで、ということが、予算書めくればわかっていて、理解できるものが一本化すると、どこがどういうふうになってどうなったのかと、そういう比較検討がいっさいできなくなると、そういう点からいいましてね、やはり、今まで過去にこういうかたちできちんと分けて、のつけてきたものについては、その本来の趣旨っていいですかね、それはきちんと残るかたちで提示していただきたいと思いますが、いかがなのか、伺いたいと思います。

委員長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。前段のご質問ですけれども、庁舎清掃管理業務と、庁舎周辺環境管理業務及び庁舎警備業務については、同じ会社であります。庁舎床清掃業務については別の会社ということでございます。ご指摘の今まで3本で出していたものを1本にしたというのは特にこういうことがあったからという大きな理由が、実はあったわけではなく、こういうかたちでまとめてですね、お出しをいたしました。ご進言のとおり去年との比較においてはしにくいということは、そのとおりでございます。本年については、こういうかたちの説明でさせていただいて、今後ですね、比較できるようなかたちで前年とできるように表示をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

ほかございませんか。生涯学習課長。

生涯学習
課長

前段、千葉委員からの保留の部分でありますけれども、放課後子ども教室の関係でありますけれども、コーディネーターそれから1教室にかかる経費ということで、基準を下回ったものですから、基本額としましては1教室175万9千円。それが1教室分でかける3教室、で、補助率3分の2ということになります。それが100%出ますと、351万8千円の補助というふうになりますけれども、27年度からは80%と。国の予算の関係だと思うんですけども、

削減されましたので、その２割の部分が落ちて、２８年度についても同様ということになっております。

委員長 ほかございませんか。なければ９６、９７ページ。９８、９９ページ。四戸委員。

四戸委員 ９９ページ、１５節の工事請負費の中の冬季間雇用対策事業の中の枝打ち作業等についてちょっと聞きたいんですが、この仕事に雇用されてる方は大変喜んでる事業でもございます。その中でちょっとお聞きしたいんですが、２７年度においてですね、どのぐらいの人員の公募があって、１人当たりとしてどのぐらいの日数を働けたのか、その辺についてちょっと伺いたいと思います。

委員長 産業課長。

産業課長 お答えいたします。平成２７年度におきましては、雇用をした人数は６６名、内訳は男が３７名女が２９名、平均年齢が６２．４歳、日給額については９千円でございます。１人平均の日数については、１０日程度というようなかたちになってございます。以上です。

委員長 四戸委員。

四戸委員 働いてる方は大変お金になることで、喜んではいるんですけども、この事業始めたころは、１人当たり２０日ぐらい働けた、２０日から３０日ぐらい働けたように聞いております。今は今課長の説明にあったとおり、１人当たりその日数しか働けない。皆さんはやっぱりもう少し働きたいという、当然お金になりますから、それですね、希望、要望になるのかなと思うんですけども、この事業に対して、もう少し予算計上できないもんかなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

委員長 産業課長。

産業課長 お答えいたします。平成２０年度については１人当たり１６．５日、２１年度については１８．９、２２年度は１５日、２２、２３年度は１人当たり１５日程度でございます。２４、２５、２６、２７年度については１人当たり１０日程度ということで、最近は１０日程度の働きになってます。ただですね、年齢のほうも、当初は５９歳程度でございました。それが近年は、２６年度で６１．６歳、２７年度で６２．４歳ということで、最高齢の方は８０歳を超えた方も来ているということで、仕事のできる範囲ですとか、場所ですとか、けがの心配もあるということで、なかなか難しい状況になってます。基本的に応募して

きた方は全て使っているというふうに森林組合のほうから聞いておりますし、事故があった場合の心配もあるということもありましてですね、また、来た方については全て働いてもらっているということもあって10日ぐらいのかたちになってございます。いろいろな意見があると思うんですよね。緊急雇用ということで、冬季間の仕事ない方をつないでいくというかたちでの効果もあるということですが、近年なかなか高齢者の方が来ていて、孫の小遣い代みたいなかたちの部分もちょっと聞いたりしているものですから、予算の金額については検討させていただきたいというふうに思っています。

委員長 ほかございませんか。千葉委員。

千葉委員 11番千葉です。同じく、99ページの工事請負費のことで、ちょっと視点が違うんですけども、お尋ねしたいと思います。昨年平成27年度と比べましてですね、200万ほど210万ほどですか、工事請負費増えてるんですけども、さまざまな事情があると思うんですけども、各項目別のこれは発注に与える影響とか、何かあるのかなと思います、項目がわからない、何が200万、210万ほど増えたのかなと想像では枝打ち作業等増やしたからなのかなという想像の世界でいつも見てるんですけども、この辺はやっぱり、事業費としては、民間発注の影響とか何とかあって、数字を項目別にのっけないのか、増えた内訳が全くわからないんですけども、その辺は意図的にこのようなかたちで項目別の数字をのっけてないのかお伺いしたいと思います。

委員長 産業課長。

産業課長 お答えいたします。意図的にのせてないということではございません。植え付けに関してですね、27年度については苗が不足していたということで、植え付けの面積についても、一定程度抑えられたかたち、苗がないと植えつけられないということもありまして、民有林についても町有林についても、植え付け面積が当初希望していたよりも少なかったという部分がございます。28年度については苗のほう、3号苗ですね、大きさによって1号苗2号苗というようなかたちになってますけども、それが十分に来るといような予想が立ったということで、町有林につきましても民有林のほうにつきましても、植え付けの面積がかなり増えてるというかたちになってございます。

委員長 千葉委員。

千葉委員 ということは、昨年の予算より211万ほど増えたということは、その見込みが立って、植え付けの事業が増えたという解釈でよろしいんですか。

委員長 産業課長。

産業課長 27年度の予算の比較ちょっとしてませんので、それを比較してお答えしたいと思います。

委員長 ほかがございませんか。なければ100、101ページ。102、103ページ。高山委員。

高山委員 6番高山です。1点ちょっと、企画費の103ページの一番下のペレットストーブの導入費補助金ということで、上限20万の20台ということでの予算計上かなというふうに20万の2台分ということですか。ですけれども、27年度で最近ちょっとペレットってあまり聞かないんですけれども27年度の実績なんていうのは、あるのかどうかだけちょっと教えていただければありがたいんですけど。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 実績としては27年度は、現在のところ申請等はございません。

委員長 ほかがございませんか。産業課長。

産業課長 ただいまの千葉委員のご質問にお答えいたします。平成27年度町有林の事業でございますけれども、植え付け事業で、地ならし事業で1633万7千円でございます。その部分がですね、28年度では1851万9千円ということで、金額的にかなり増えております。それで訂正しないとだめなんですけども、植え付け事業のほうは、平成27年度と比べて、若干、28年度のほうが減ってるというような状況で、間違った説明をしてしまいまして申し訳ございません。ちなみに植え付け事業で平成27年度の予算、当初予算では、812万5千円。28年度の予算では719万2千円ということでそちらの部分では減ってるということで、地ごしらえの部分で増えてるようなかたちになってございます。

委員長 よろしいですか。ほかがございませんか。中川委員。

中川委員 103ページの8節の報償費、空き家等対策協議会委員謝金とこれありますけれどもこれ新事業と言ったと思うんですけども、もちろんこれまちづくりでやると思うんですけども、このメンバーというのはどのような方たちのメンバーなんでしょうか。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 空き家対策等についてはですね、第6次の新計画に改めて盛り込ませていただきましたとして、今年度、予算措置ということで補助金等も含めて、計上させていただいたところです。対策協議会ということですがけれども、予算計上としては3人分の5回ということ、委員の数としては3人、それを5回分やりたいと考えてございまして、できればこういったことに非常に専門的な知識を持っている学識経験者、それは町外とか町内そういう方がいればということで、あとは町内であとお2人を選定させていただければと思っております、委員のですね、こういった方というようなことは、今後、よりさらに具体的に検討したいと思っておりますけれども、やはりこういう地域の実情といいますか、そういうのに精通した知識等をもってる方をぜひ選択させていただければというふうに考えております。

委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。それでですね、その下の19節なんですけれども、ここにも空き家活用推進補助金とありますけれども、これは、これからどのようなかたちで空き家の具体的な内容、どういうふうにしていくかという考えは、もっていただけるのでしょうか。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 お答えいたします。ただいま本当に原案なんですけれども、平取町UIターン者の空き家住まい支援事業補助金というものを想定してございまして、IターンなりUIターンして空き家を使って、改修なりリフォームする場合にですね、その分1軒あたり、まあリフォーム補助金というような、それを空き家に適用するというようなイメージでやりたいというふうに考えてございまして、その分上限50万で補助をしたいなというふうに考えてございまして、いろいろ条件等を今後さらに検討することになるのかなと思っておりますけれども、ざっくりした内容としてはそのような想定をしております。

委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。ということは100万計上されてるということはとりあえず2名分ということになるんですね。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 はい、そのとおりでございます。

委員長 ほか、丹野委員。

丹野委員 19節の住宅リフォーム補助金、これ前年800万で40万だと思ったんですけど、今回30万の20件ですか。空き家に50万かけるのに住んでるところに30万って。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 27年度までのリフォーム助成金ということで、当方としてはですね、3年間の時限制度ということで、40万上限でやってきたということで、27年度は非常に思った以上の反響といいますか、ぜひ継続をしていただきたいというような議会をはじめ町民の方の意向も強かったということで、27年度40万20件という措置をさせていただきましたけれども相対的に予算の絡みとかですね、やはりちょっと見直しをかけたということもあってですね、予算総体を落とさせていただいたということもありますけども、1件30万としてもですね、この制度のなんといいですか有意性といいますか、十分町内の業者さんにも恩恵を与えていけるような制度として、皆さんが応募してくれるようなものになるんじゃないかというようなことの判断で、単価を10万下げましたけども、一応その継続的なもので続けるということで、総合計画にも計上しておりますので、その辺はぜひご理解をいただければと思っております。

委員長 丹野委員。

丹野委員 これも本当に課長言うとおりの人気の仕事なんですけど、みんな期待してるからここで減らさないでやってもらいたいなと思うんですけど。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 今までと差がついてしまうというようなことはあるんですけど一応の仕切りということで今回新たなですね、あらためて同様の内容ですけども取り組むということでの線を引かせていただいて、ぜひ30万でやらせてもらおうかなと。空き家は、やはり移住定住というような側面が強いということもあって、ちょっと、単価を上げてですね、より有意性を強めてますとそういうものにしたということでのご理解をお願いいたします。

委員長

よろしいですか。鈴木委員。

鈴木委員

1点目はですねその住宅リフォームの関係で、30万ということで10万引き下がったと。今までもですね、この制度を利用した方々の話を聞いたかたちのなかで言われてることの一つはですね、やはり住宅リフォーム、別に町内業者だけでなく、町外の業者からのいろんなお誘いもあるというんですよ。やっぱりこの金額が下がると30万よりも何とかしますというかたちのものが出てくると、町外に流れるというそういうことも当然考えられるんでないのかなと。それはやっぱりせつかくこの何年ですか、6年ぐらいですか、やってきたかたちのなかで、今、丹野議員のほうでお話あったように住民のほうの期待も十分ある事業ということでもありますんでね、その辺についてはやはり、30万円引き下げるということについては、やはりこれは実施の段階でですね、考えるべきだと私は思います。やはり町外からの、そういったお誘いっていいですか、それをあえて断ってですね、今までも、町内業者にということで、町外業者のほうがいろいろという面もあるんだけど、やっぱり町内業者のという観点も含めた、町の制度に乗かってやりたいと、やるということでですね、1年目は抽選にも外れたけど、それでも2年目待って、したらうまく当たったんでやりましたという事例も実は聞いておりますのでね、ですから町内業者の育成ということも観点としてしっかり置かれているんでありますから、その点については、改めてですね、実施の段階で検討していただきたいなということが1点あります。それと、もう一つはですね、この空き家利活用推進補助金、2件分ということでありますけれども、これは、予算説明にも書いてありますようにUターンIターンを対象にということになっております。UターンIターンということでの対象者がどれほどいるのかということもありますけれども、実はですね、やはり町内で今まで町の公住に住んでいたという方で、本当に最近の事例なんですけれども、実は、夫婦共稼ぎで一生懸命頑張ってみると、保育料は4万円に上がったと。そして住宅家賃は6万円に上がったと。そうすると、奥さんが稼いでるお金は全部それではなくなるんじゃないかと。とってこれでは生活できないからということで、空いてる、これは、たまたま町の所有になった住宅でありますけれども、そこを何とか入りたいということでですね、入る方向で今、やってるようなんですけれども、そういう実は事例もあります。そして同時にですね、やはり、空き家になるという見込みのところについて、実は似たようなその背景を持ってですねそこを買い取って、入ったという方もいるという、そういった事情がやっぱり若い人たちの世代にですね、あるんですよ。だから、これは別にUターンIターンばかりでなくて、そういった空き家の利活用できるものについてやっぱり、利活用を進めるという観点持って、地元のもうすでにいる人でもね、いろんなそういうことありますんで、その人たちも対象にしないのかどうなのか、ということ、そしてこれはまた別なところで本来言うべきことかもしれませんが、町の住宅もですね、町の所有のいろんな住

宅ありますけれども、一戸建てで空いてるようなところも、当然見受けられるわけです。そして、中にはですね、もう入らず予定ない、あるいは先ほど言った話の住宅もですね2年後にはもう取り壊すよと。それで、それでもいいんであれば入るのはいいんだよというような説明がされていたと。中を見たら別に床が抜けてるわけでもない。まあ風呂と台所まわりが少し修繕が必要だったと。だから、それは自由に直してくださいと、というようなお話なんです。そういう住宅であればですね、本当に町の所有地の上に立っているということではあるけれども、こういう観点から言えばですよ、空き家活用という観点から言えば、そういうものを払い下げていくというそういう、考え方というのは、これから持つ必要があるんじゃないのかなと思うんですけど、その辺について、伺いたいなと思います。

委員長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

まず住宅リフォームの助成金の考えですけれども、この単価の問題についてはですね、予算計上としては600万ということですが、執行の段階で今日議員の皆さまからもいろいろご意見等も賜りましたのでさらに、検討させていただければと思います。それから空き家のI、Uターンばかりでなくというようなところですが、この辺もぜひ今後そのそういった意味では空き家が増えると。増えてもですね、減るというような状況にはならないということで、次から次とこう出てくるというような状況も想定されるということですので、今回こういった内容での予算計上になりますけれども、さらにこのいろんな活用法について、いろんな角度でいろんな方々からのご意見いただきながら検討させてもらえればなと思ってます。それから公宅の払い下げ等についてはですね、公営住宅等に関してはいろいろな補助金が入ってるというような導入されて建ったということもあって、なかなか財産処分でいろんなハードルがあるかとは思いますが、私も財産管理を何年かやってきたなかでは、そういった住宅への需要といいますか、ニーズもですね、少なからずあるのかなという思いはしていますので、その辺どううまく活用きるかも、こういった空き家対策、いわゆる移住定住対策の一環として検討させていただければなというふうには思っております。

委員長

ほかございませんか。なければ104、105ページ。松澤委員。

松澤委員

105ページ、水資源対策費の7節の賃金ですけれども、説明のときですね、この267万8千円のアップは単価アップ12名分っていうふうにお伺いしたような気がしますけれども、昨年度も27年度も12名同じ人数だと思うんですけども。それで267万8千円が賃金アップだけの金額だとしたらかなり、大きな差だと思うんですけども、ちょっともう一度説明をお願いいたします。

委員長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

それでは私のほうからご説明さしあげたいと思います。この事業そのものがですね、平取ダムが建設されると、そのことによって失われる文化、そういったことについての対策案、そういったものを調査をすると、あるいはその対策案を施行するというようなことをやっている事業ということで捉えていただきたいと思います。平成15年よりこの事業は実施をしてきております。国からの受託事業ということになっておりまして、発注元は室蘭開発建設部ということになります。そこからの受託事業で実施をしてきたという経緯がございます。その経緯の中で、当初は、期間的な受託ということでございましたから期間内の雇用ということで採用させていただいてきたところがございます。それがもろもろの事情、いろいろなことが加わりまして、1年間を通して作業ができるということになってきているところがございます、この間、事業に携わる方々の賃金については増額したという経緯は今までのところなかったということでございます。ただ、私どもが請け負っている事業そのものには、新たな事業展開というようなものが加わってくると。とりわけ、例えば額平川の原因地であるアオトラ、これをですね、どのような保全対策をもっていくかというような新たな事業展開が必要となってくると。そういうような事業、さらなる業務量が増えてきてると、こういったことに的確に対応するということを求められることから、当然ながら、現状の人数の中で事業をこなすとすれば、それらの対応を迫られるということになりますので、当然ながら例えばそれをこなすための人件費が必要になってくるということになります。このようなことを勘案いたしまして、今年度につきましては、従来の人件費単価をアップをするということを加えさせていただきました。2%程度ですね、アップしたいと考えていることと、さらに、業務量が増加するということがございますから、それらを消化するための人件費が必要ということになりますのでそれらを増額させていただいた。結果として267万8千円の増加となったということでございますのでご理解のほどひとつよろしくをお願いをしたいと思います。

委員長

ほかございませんか。106、107ページ。108、109ページ。櫻井委員。

櫻井委員

109ページの9番の旅費なんですけれど、これ過去数年間ずっと41万5千円を通してきてたはずなんですけども、今回、これだけ減額1万8千円というのが町長の交際費と説明たしかあったはずなんですけど、この辺ちょっと、僕聞き漏れしてるかもしれないんですけどちょっとご説明願えますか。

委員長

総務課長。

総務課長 お答えをいたします。この科目にあった町長の中央要望等の旅費を一般管理費で一括して計上したことによりまして、ここが減額をいたしております。以上です。

委員長 ほか、110、111ページ。112、113ページ。114、115ページ。116、117ページ。118、119ページ。120、121ページ。高山委員。

高山委員 6番高山です。120ページの扶助費の中で、重度心身障がい者等ハイヤー料金助成費ということで、現在も使われてる方が結構いらっしゃいますけれども、ただこの使う要綱見ますとですね、町内に限定ということになるんですけども、利用している方ではですね、実は、苫小牧のやはりあのちょっと高度な病院にということで、いらっしゃる方がですね、バス等との調整ができなくて、車を使うということになるんですけども、現在のその要綱の中ではですね、それについては認められてはいないんですけども、この辺の考え方、どこへ行くということでもいいということではないんですけども、苫小牧の病院に行くための富川までのハイヤー利用がそれをできないだろうかということ、まあ今の要綱ではできないんですけども、何でも附則はありますけれども、その辺の考え方を少しちょっと、将来ちょっとなおしていただくというようなことができないのかどうかも含めてお聞きしたいと思います。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 お答えいたします。本年4月でですね、ハイヤーの富川まで、そのバス停までのハイヤーを使用するというかたちで今検討しておりますのでご理解いただきたいと思います。

委員長 よろしいですか。ほかございませんか。122、123。高山委員。

高山委員 121ページの老人福祉費の中で1点ちょっと確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、13節の委託料の中にですね、市民後見人養成研修業務委託料ってありますけれども、この何回かちょっと聞いて本来であれば、本来というか、実質的には社会福祉協議会がというようなことが、先頭になってやるべきだということのお話もいろいろありましたけれども、ここの部分については、町の担当課が、市民後見人の養成研修業務委託をどこかに委託するということになるのか、社協ではないわけですよ。どうですか。その辺ちょっと教えてください。

委員長	保健福祉課長。
保健福祉課長	お答えいたします。この委託料につきましては、東京大学の27年度も事業を行って、養成講座ということで東京大学の政策ビジョンというところに委託するというので、その分の経費ということになります。
委員長	ほかございませんか。なければ122、123ページ。高山委員。
高山委員	6番高山です。122ページのすこやか福祉基金費の中の13の委託料とですね、18の備品購入費ということになりますけれども、現在そういった意味では緊急通報システムについては、何件程度、実際に使われているのかどうかということが1点と、そういった過去にですね、実は去年あたりなんですけれども、この緊急通報システムの中身については、例えば火だとかガスだとか、煙だとかってこういういろいろあるんですけれども、ちょっと奥の高齢者の方のところ回ってみると、実はそのガスの点検に来たときに、町内のそういう点検業者来たときに実はその検知器そのものが、もうその期限が切れているということなんですよね。そういったときに、この内容については、個人が例えばそれを更新するという事にならない状況なんでないかなと思いますので、その辺の考え方はどうなんでしょうか。いつまでも古いガスだとか煙だとかの検知器の期限というものはあるんですけど先ほど言ったようにお年寄りの方がですね、これこの間何だかで調べに来た方がもうこれとつくに何年も期限切れだよって言ったときには、それは定期的に、担当課のところで付けているということであればその辺の考え方は個人なのか、もちろん町でやってるこの事業の中なんですよということなのかその辺についてもちょっとお答えできればお願いしたいと思います。
委員長	保健福祉課長。
保健福祉課長	緊急通報システムに関してはですね、町のほうで一部負担をいただいて付けてるような状況ではありますが、例えばそのガスの検知器だとかそういうものは、基本的には個人のほうということの考え方で、考えていただければと思います。
委員長	高山委員。
高山委員	何件今利用されてるかということをもう一度おしえていただきたいのと、それと、これガス等の検知については、これ、個人が付けるんですか。一緒に、セットにして、反応をみてきちっと札幌の何だか財団何だかかんだかというところについてそういったかたちでもってくるというようなかたちなのかなというふうに僕は理解したんですけど、これ個人が期限切れてれば付けるのかどうか

もう一度だけ。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 お答えいたします。まずその件数なんですか、65件ということで、考えていただければと思います。それとですね、大変申し訳ないですが、ガスの検知器などは一緒のセットです、すみません。申し訳ございません。

委員長 高山委員。

高山委員 セットということであれば、期限が切れてもう5年も6年も経っている方も結構いらっしゃると思いますので、そういったところは、そういった古いところからですね、更新をしていくべき予算を持つべきかなというふうには思いますので、まあすぐということにはならないでしょうけれども、万が一ガスの検知だとか煙だとかってということの、そういった機能しないということになると大変なんで、やはり計画的な水道の量水器と同じようなかたちでですね、やはりきちっとみていただくということで、要望しておきたいなと思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 今高山議員の言われたとおり、全体的なチェックはしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

委員長 ほかがございませんか。丹野委員。

丹野委員 123ページの需用費の修繕料、これ見ますと温泉のくみ上げポンプですか、この修繕でこれ温泉できたばかりなのに1年で修繕しないとならんということは普通ならクレームで直してもらえないかなと思うんですけど、その辺について、それとこれは温泉が負担するのか、こっちで負担するものなのか温泉利用しているほうが負担するものか。

委員長 産業課長。

産業課長 お答えいたします。修繕料なんですけれども、温泉のほうの小破修理と揚水機、温泉の源泉を上げるポンプのオーバーホールということでの金額と家族風呂に障がい者リフトをつけるということの金額をのせていっております。で、温泉のポンプのオーバーホールなんですけれども、何分かなり塩分が高いということで、2年に1回はオーバーホールをしないと、ポンプ、パイプ等がだめにな

って全部総取替えになるということもありまして、これについては2年に1度、うちの温泉の泉質が、塩分がかなり強いということもありまして、今回、修繕料でのせているようなかたちになってございます。で、町の負担になっております。これは協定書の中で、そういう温泉の根本的な部分の修繕については町が負担というようなかたちでございます。

委員長 高山委員。

高山委員 今回の産業課長の答弁で、これは、リフトの部分とそれから、温泉をくみ上げるポンプのオーバーホールということで、207万ということでのってますけれども、やはり塩分の強いところでは、むかわの町長も言ってましたけれども、やっぱり定期的に積み立てていかないと、塩分があれなので、ということで、相当経費がかかるというようなことがございますけれども、やはりあの初年度、先ほどの櫻井議員の質問にもありましたけれども、1年目は200万だか250万いただいたものなんかもですね、やはりそういったもの、もしくは今年ももらえるであろうということであれば、やっぱりそういったものに例えば積み立てをしておくとかっていうことが必要かなというふうに思いますので、確かむかわの町長はですね、今の四季の館は、相当その塩分があるんで、10年もつとってるやつがやっぱりもたないということもあるんで、やっぱりそういったことをしてるということなんで、うちもせっかく、アンビックスさんからいただてるものであれば、こういったものにこれは協定の中で決まってる内容ですから町がやるのはもちろん構わないんですけども、やっぱりなんかそういう特目の基金みたいなかたちでいただいたものは積んでおくというようなことも含めて、検討していただければなと思いますのでご要望をしておきたいと思います。

委員長 産業課長。

産業課長 おっしゃるとおり、アンビックスからの納付金につきましては、そういうポンプのオーバーホールだとかアンビックス自体はそういう修繕のための積み立てみたいな気持ちでしているというようなかたちで、当初はうちのほうは運営費の部分についてですね、ファミリーランドの委託管理の運営費の部分についていう考えでありましたので、そういうかたちでやっておりますけれども、その辺もですね、かなり2年に1度200万程度オーバーホールでかかってくるということになりますので、その辺も検討していきたいというふうに思います。

委員長 ほか、ございませんか。122、123。休憩します。1時再開といたします。

(休憩 午前11時57分)

(再開 午後 1時00分)

委員長 再開します。建設水道課長。

建設水道課長 先ほど高山議員からのご質問にありました決算見込みについてのご答弁をさせていただきたいと思えます。排水処理施設使用料につきましては、収入見込みは2807万円ということで今現在見込んでおります。町営住宅使用料につきましては、6210万円を見込んでいます。以上であります。

委員長 よろしいですか。はい、それでは、124、125ページ。中川委員。

中川委員 15節の工事請負費の中で、振内町民センターの整備工事とこれありますけども、これ多分エレベーター工事だと思えますけども、これは、振内地区の方の高齢化の影響も出ていますし、町民からの要望が出ての工事だと思えますけども、今後のために聞いておきますけども、本町地区にも公民館ありますけどもね、こっちのほうにもエレベーターつけるという考えもしてるのかどうか、そこら辺のことお聞きします。

委員長 町長。

町長 振内のエレベーターの関係についてはですね、大きな葬儀になりますとなかなか下の集会室だけではお年寄りが増えてお座りするのが苦痛というようなことで、そういったことで、これはもう3、4年前からそういった要望がございまして、今回、エレベーターを付ける予定でございまして。また公民館については、今のところ大ホールでそういった葬儀だとか大きな集会でも、そういうお座りするということがございませぬので、今のところは計画はしてございませぬ。

委員長 ほかがございませぬか。126、127ページ。128、129ページ。130、131ページ。132、133ページ。松澤委員。

松澤委員 133ページ、保健衛生総務費の中の、11番需用費の消耗品でございまして、説明のときですね、フッ素のことということで、二つの保育所で行うという説明だったんですけども、二つの保育所とはへき地保育所のことなのかというのと、それで、今二つの保育所ってあと常設保育所もございましてけども、そちらのほうにも、進めていく考えなのかちょっとお聞きしたいと思えます。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉 フッ化物だとは思いますが、基本的に、へき地保育所1か所、そして常設1

課長 か所で今のところ考えております。ただ、本年度中にまだほかの保育所とも今協議中でございますので、でき次第随時進めていきたいと、そのように考えております。

委員長 松澤委員。

松澤委員 それではこのことについて理解得てくださったところから始めているので2か所ということではよろしいでしょうか。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 基本的にはおおむね、今の2か所というのは理解していただいておりますので、最終的にあと保護者の説明でございますので、そちら説明終わった段階で、実施していきたいと、そのように考えております。

委員長 ほかございませんか。なければ134、135ページ。高山委員。

高山委員 134ページの予防費の中で委託料の中でちょっと1点お聞きしたいと思えますけれども、下から5段目にですね、子宮頸がんの予防接種委託料が8万円ということになってますけれども、今皆さんご承知のとおり全国的にですね、過去にやった子宮頸がんの予防注射で相当な、副作用が出て、今厚生省でもどうなのかということのなかで対応されてるかなというふうには思うんですけれども、ここの子宮頸がん予防接種委託料については、希望者があれば、打てるような体制ということになるのかその辺ちょっと教えていただければと思います。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 お答えいたします。定期の接種には入ってますが、積極的な呼びかけはしてないということのなかで、昨年度もゼロなんですけど、本年度も予算上は5名の方を一応しております。

委員長 高山委員。

高山委員 今の関連ですけれども、今年は5名の方が希望されてるということですか。5名の方の予算を計上しているということだけのどちらなのかちょっと。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長	5名の予算をとってるということでもあります。希望ということでは今のところございません。
委員長	松澤委員。
松澤委員	134ページの予防費の1番報酬なんですけども、この金額が下がった理由が歯科衛生士さんが社協のほうへ支払ってっていうことの説明だったと思うんですけども、そちらのほうへいった場合、84万円となってます、このなかでは70万7千円だったと思うんですけどその差額というのは、移ったことによる差額という理由は何か教えていただきたいんですが。
委員長	保健福祉課長。
保健福祉課長	お答えいたします。今回、歯科の分ですね、その分の報酬が、今現在社会福祉協議会の職員と兼ねてるということもございまして、そちらに委託してるということでもあります。その中で報酬の減ということで考えていただければと思います。その分の減ということで、考えていただければと思います。
委員長	松澤委員。
松澤委員	その減でわかってるんですが、それでその分社協のほうへはその分として84万支払うということではないんでしょうか。
委員長	保健福祉課長。
保健福祉課長	歯科の部分ですね、予防の部分も含めて、予防以外にもそのほかまだございますので、ここの科目でいきますとこの67万5千円ですか、ということの減ということになります。そのほか高齢のほうもありますので、その辺も含めたなかで、社協にいきますので。
委員長	ほかございませんか。136、137。千葉委員。
千葉委員	よろしいですか、もどって。135ページの、負担金補助金及び交付金の部分の中で、大変デリケートな項目なんですけど、不妊治療費の助成費のことについてお伺いしておきたいと思います。近年各自治体でこの不妊治療、いわゆるその少子化対策ということも含めましてですね、希望がある、夫婦世帯に対して助成ということでもありますけども、今現在、おかれてる、平取町の実績的なもの、この不妊治療の助成を使っただけの出産に至るような、経過というのは何組ぐらいあったのかなというのが一つ伺いたいのと、それと、おおよげにですね、

例えば町の窓口訪れて、いや不妊治療の助成を受けたいんだってというのはこれもやっぱりさまざま自治体工夫しながらですね、この助成費にあてては補助してるという経緯があるんですけども、その辺のご配慮があるのか、プライバシーを侵害しないような、あるいはその夫婦の世帯が特定できないような方法という、そういった配慮もやっぱり必要なのかなと私思ってるんですけど、その辺の配慮はきちっとなされてるのか、実績の数字と含めてお尋ねしたいと思います。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 お答えいたします。不妊治療のですね、今までの分でいきますと、12組の方が利用していただいております。27年度も2組ということになっております。今の段階では、1組の方が、また出るのかなということではあります。あとそのプライバシーの関係ではございますが、その関係につきましては、まず来るのが1回まず、電話のほうで、必ず問い合わせが来ます。直接こちらに出向いて来るということは今まではなかったようなことになっていきます。ですのでプライバシー的には問題ないのかなという感じではございます。

委員長 千葉委員。

千葉委員 ということは、担当者含めて、その辺のことはしっかりとやってるという理解でよろしいんですね。今後のこの不妊治療費の助成に関して、ほかの自治体でやっぱり増額したりですね、あと、例えばその基本的にですね、金額が増えていくような不妊治療ということが想定されるなかで今後この金額でずっと推移していくようなかたちをとるのか、それとも現状維持のままの政策的な補助でいくのかその辺の考え方も伺いたいと思います。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 昨日一般質問でもあったと思うんですが、基本的には、道も今年から15万から30万円、初回ですね。そのあとは15万というようななかで、あとほかの町村も回数を増やしたり、金額的な制限もある程度しながらやっておりますので、うちも28年度は、今までどおり50万という経緯でいってまいますが、来年に向けてそういう中身も含めて、十分検討はしていますので、よろしく願いいたします。

委員長 千葉委員。

千葉委員 ということは将来的な増額補助も視野に入れてるという理解でよろしいんです

ね。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 お答えいたします。それでよろしいと思います。

委員長 ほかがございませんか。136、137ページ。高山委員。

高山委員 前の予防費絡みのところでということになりますけれども、136ページの保健活動費ということになりますけれども、どの予算ということではないんですけれども、基本的にちょっと考え方をちょっとお聞かせいただければ大変ありがたいかなということで、いろんな町の中では、検診をそれぞれやっていますけれども、検診やるときには、どここの生活館だとか、改善センターに集まってきたくださいというような、そういうかたちのなかで来てですね、検診を受けられたり、ふれあいセンターに来て検診を受けられるような、高齢者の方については、私はそういった意味では問題ないのかなと思うんですけれども、そのなかで、保健師活動のなかで、そういったところに、地域の生活館でやることにも出てこれないというような、そういった方々が結構いらっしゃるというふうに私は認識していますけれども、そういった方々を保健師活動内部の中で、どのようにフォローしているのか、フォローしていくようにしているのかについてもまたお聞きしたいと思いますし、年々保健師活動の内容を見ますと、年間180日だとかってということで、外出しながらですねそれぞれ訪問しているというようなことありましたけれども、最近の保健師活動をみるとですね、集まってくれた人は先ほど言ったようにできる。だけれども、来れない方はどういう保健師活動なり、福祉なりということの、そういった対応をしているのか、していこうとしてるのかその辺をまずちょっと直接の予算とは関係ないんですけれども、そういった内容についてちょっと担当課長の所感を伺えればと思います。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 お答えいたします。今、町で検診を行っているのは、基本的には対がん協会、そして厚生連ということで、その二つと、あと町立病院で検診を受けていただくということで、今、事業を進めておりますが、その対がん協会、それと厚生連のバス移動で、こちらに来て、検診を受けていただいているということでありますので、基本的にはそういう大きな場所、例えば、本町でいえばふれあいセンター、貫気別は貫気別町民センター、振内は振内町民センターということの三つのなかで分けて今実施しているという状況であります。その中で例えば体が弱くて来れない方ということを考えますと、今の段階ではですね、ちょっと、

特別こうするということでは今考えておりません。今後、そういうなかでいろいろ検討はしていかなければならないのかなとは思いますが、今この時点では、そういうことでお話しさせていただきます。

委員長

高山委員。

高山委員

そういったことも当然にしてありますけれども、例えば3地区に健康診断やっているとときに、来てくれる人は全く問題なく動いてくれる。で、僕言ってるのはそのこともさることながら、地域の中で、例えば予防の事業を生活館でやるだとか、どこどこ改善センターでやるっていったときですら来れない高齢者の方々が在宅の中にいる。そういった方々を保健福祉というか、保健師活動なり、そういった活動のなかでどのようにして、フォローしてるのか、それはフォローの仕方は今までもいろいろあると思いますけれども、例えば、いろんなことやってると思います。緊急通報だってそういうことの一つであるし、保健師さんが日常的に家に行って訪問する。ま、いろんなかたちのなかでやってるけれども、ただ、今、そういった地域の生活館にすら来れない人を切り捨ててるということではなくて、介護だって予防予防ということで、在宅でって頑張ってるなかで、そういう人方を、今どうやってフォローしてるのかっていうのをですね、検診ばかりではなくて、そういうことをもう一回お聞かせいただければ大変ありがたいんですけど。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えいたします。まずその、保健師活動ということのなかで、まず、そういう在宅でおられる方は、直接家を訪問したりだとかそういうかたちでは今実施させていただいております。それで今後ですね、元気な高齢者ということのなかで、介護予防そのものも、これからどんどんどんどん進めていかなければならないという時代に入ってきてるのかなとは思いますが。そういうなかです、今1回、介護計画つくるなかである程度アンケートをとりながら、どういう体制がいいのだとか、そういうことは、今現時点でちょっと、今後ですね、介護活動に関して、今いろいろ検討しているというところでおさえていただければといふふうに思います。

委員長

高山委員。

高山委員

実際にこれから検討するということではないですよ。今までだっただけでずっとそういう意味では、そういう活動を保健師活動だけ、検診だけにこだわらないでそれだけでなく、例えば、介護の関係のケアマネージャーがおじゃましたりいろんなことのなかで、今も実際やってきてますよね。ただ、やってきてるけ

れどもなかなか在宅の人までは本当に目が届いていけないので、今の状態としては、これからも含めてですけれど今も含めてですけれども、どうしてその家から出て来れない人方をフォローしているのかっていうことは、こういうことに力を入れたらいいということの、今もやっていますけれども、そういったちょっとお話を聞かせていただければ大変ありがたいんですけども。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 お答えいたします。今年度から新しい総合事業ということで、通いの場、それからサロンなどですね、小さな場所で数をたくさん地域的につくっていききたいと、そういうなかでなるべく近いところで皆さんが集まれるようなかたちで、今、予防事業ということで、進めているいろいろ検討してるところであります。

委員長 高山委員。

高山委員 いや、もちろんそれはあれなんですけども、ただ私としての要望はですね、特に保健師活動だけに限って言えば、それぞれ担当制ですから、例えば年に20日ぐらいしか出ない人もいるし、もっとたくさん100日も出る人もいます。ただ、振内の地区なんかでも、もう保健師さんって回ってこないのかなっていうようなことが、過去からずっとお話しがある。だから要望ですけども、そういう意味では、全町それぞれ地区担当制になってるけれども、だれかがいなきゃわからないということで、情報は共有するということは、良いとしても、やはりもっとやっぱりお宅にそれぞれの高齢者のところに、保健師なりいろんなかたちの人が伺うような、やっぱり日常の安否も含めてみていけるような、活動を強化してほしいという要望ですので、それだけで、答弁はいいですけども、そういうようなかたちで網の目のようなかたちで、出てこれない人方のことも、やはり見守りなり、安否をしていただけるような、福祉なり保健師活動をしていただきたいという要望ということでご意見だけ、言わせていただければと思いますのでよろしくお願いします。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 高山議員のことは本当におっしゃることはよくわかります。それで、今後うちの課としてもですね、介護予防について、いろんな面でやっていかなければならない。そして、うちの保健師、もう4名ってことでおりますが、なかなかいろんな事業があって回る機会もなかなかないなかで、やはり今後、地域の力がちょっと必要になってくるかなと、そういうなかで、今、うちのほうでは民生委員の方もですね、そういう困ってるところ見守りながら実際進めてるところというような状況であります。そういうなかで、少しでも、うちも十分体制のな

かでやっていきたいなということもありますけど、本当に地域の力も必要ということもですね、皆さんからもお願いして答弁に代えさせていただきたいと思います。

委員長 ほかございませんか。四戸委員。

四戸委員 137ページでいいんですね。137ページの7節の賃金の中で出てきている、金額的には大した金額じゃないんですが、過去にはですね、かなり多くの不法投棄のごみ処理をしていた経緯がございますけども、この点について27年度においては、この不法投棄の実態はどうなってるのかお聞きしたいことと、それからその下の野生大麻ですが、これについても27年度の実態についてお聞きしたいと思います。

委員長 町民課長。

町民課長 お答えいたします。この不法投棄のごみ処理賃金につきましては、不法投棄平成27年度におきましては、大きなものはなく、ほとんどが職員で対応できているような状況でございますので、このような計上になっております。また野生大麻につきましても、門別警察署と協力してやってるものですから、今のところはそれと職員と協力ということとなっておりますので、このような予算計上になっております。ただ、野生大麻どのぐらいとれたかというのはですね、ちょっと今手元に資料がありませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

委員長 ほかございませんか。松原委員。

松原委員 1番松原です。137ページの報酬ということで有害のハンターの報酬となっておりますけども、これ内訳とかどこに、ハンターの猟友会に出してるのか、個人に出してるのかということと、まだ大変シカの駆除に対してですね、いろいろ、まだまだハンターに出て駆除してもらわなきゃならないですけども、このハンターが高齢化になってきております。それでハンターの育成についてですね、これからどういうふうに考えているのか、お伺いします。

委員長 町民課長。

町民課長 お答えいたします。まず1点目、1節報酬の有害鳥獣ハンター報酬ですけれども、これにつきましては交通事故があったときの処理とかですね、通常の見回り業務ということでの報酬を組ませていただいております。また猟友会の関係ですけれども、今猟友会のメンバーについては52名となっております。最年

少が35歳で最高齢の方が88歳という状況になっております。猟友会についての助成ですけれども、19節の負担金補助及び交付金の中で、真ん中ほどに北海道猟友会沙流川支部の補助金ということで20万1千円計上しております。これにつきましてはハンター保険の助成ということで、猟銃と罟のハンター保険の3分の1ずつを補助させていただいております。また、後継者の育成という面ではですね、狩猟免許の取得経費の助成ということで、第一種の猟銃これは2名分ですね、単価につきましては1万7700円、そして罟が3人分で1万5200円、これを28年度予算計上させていただいております。以上です。

委員長 ほかございませんか。138、139ページ。140、141ページ。142、143ページ。松澤委員。

松澤委員 143ページの農業委員会費の1番報酬のところですが、改選期に委員任期が重複したということだったんですけども、これは必ず改選期には起こり得ることなんでしょうか。

委員長 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長 松澤委員のご質問、前段のところがちょっと聞き取れなかったんですが、もう一度よろしいでしょうか。

委員長 松澤委員。

松澤委員 改選期に委員の任期が重複したということです。で、ご説明受けたと思うんですけども、改選期の時に必ずそういう事態は起こり得るということでしょうか。

委員長 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長 ただいまの質問でございますが、委員のうち4名がいわゆる各団体からの推薦になっております。それに基づいて、任命をされているわけでございますが、昨年度、議員さんも含めてですが、改選が大幅にあった、あるというふうな予定で計画をしておりましたが、全ての部分でなかった、まあ数名の方がございましたが、簡単に言いますと、5月の6日に変わってしまった旧の委員さんと、新の委員さんが5月で重複をしてしまうと。その関係で、今回については12万8千円、いわゆる人数で言いますと3万2千円かける4人の部分が、落ちたというふうになっております。あわせて、新年度から、今後なんですけど、平成29年の7月20日からは、農業委員会の法も変わりました、町長の選任行為

になるということですので、今の推薦されている委員さんについて欠になってもその分は補充されないというふうな状況になっております。以上です。

委員長 ほかございませんか。144、145ページ。中川委員。

中川委員 144ページの13節の委託料なんですけども、この中で、真ん中辺ぐらいに特産物消流対策業務委託料とありますけども、これ一応PR関係の委託料ですよ。

委員長 産業課長。

産業課長 お答えいたします。平成28年度で平取町をPRするイベントといいますか、を実施する予定でおります。今のところはテレビに出ております吉田類という方を平取町に招いてテレビ番組の作成とラジオの作成、雑誌によるPR、また札幌市内のホテルでのイベントを行うというようなかたちのものをひとつのパックにして実施するというところで予算を計上しております。

委員長 中川委員。

中川委員 はい、去年からみますと、40万ぐらいだと思っけども少し上がってるようでございます。今、見てみますとほかの地域もPRに関してはどんどん力を入れてきています。そこでね、この我が平取町もほかの地域に負けないように、これからも予算計上して、どんどんPRのほうに出ていくべきではないかと思っますけども、そこら辺どうでしょう。

委員長 産業課長。

産業課長 おっしゃるとおりだと思っまして、今後一層ですね、町のPR、農産物のPR、町の文化ですとかそういう部分のPRをやっていきたいということで、今回新規に予算計上させらっております。

委員長 ほかございませんか。146、147ページ。松澤委員。

松澤委員 146ページの後継者対策費の19節農村ふれあい事業補助金なんですが、かなり減額されているんですがその理由をお聞かせ願っます。

委員長 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長 お答えをさせていただきます。48万の予算で今年度みておるわけなんですけど、昨年度平成27年度におきまして、2泊3日の予定で実施をいたしたところでございます。その関係で2泊3日ということから、対象者も道外に募集をかけてやってきたところでございます。その関係で、今年は通常ベースいわゆる道内の都市部、道央圏をメインになろうかなと思っておりますが、その方々を集めてといたしますか、ご参加をいただいて実施するために、金額を減額したところでございます。以上です。

委員長 ほかございませんか。松原委員。

松原委員 1番松原です。13節の委託料に関してですけども、繁殖の肉牛の導入の補助金ということで他のとこで牛やなんかの繁殖を地元の素牛を残しているということで良い牛をあれするということで、補助金あれすることになってるんですけど、地元の牛があっても、地元の牛買うとしてもこれ補助金対象なるんでしょうか。

委員長 すいませんちょっと聞こえづらかったようなのでもう一度お願いいたします。

松原委員 147ページの19補助金ですね、に対して、要するに繁殖の導入補助金ということで1頭当たり10万となっているんですけども、これ黒牛の素牛でないかなと思ってるんですけど、これはほかのとこから導入して、補助金という対象にでないかなと思ってるんですけど地元にもこの良い牛がいるんで地元の牛を購入するというか、そういうでも対象になるんでしょうか。

委員長 産業課長。

産業課長 この事業については平成28年度から新規に行いたいということで、総合計画の中でも説明しておりますけれども、繁殖の素牛、優良な素牛を入れたいということで、町外からも対象にしますし、自家保有の場合についても、今のところ、今後JAとも補助要綱の内容について協議をしていきますけれども、町としては自家保有の素牛についても、繁殖素牛についても対象にしていきたいというふうに考えてます。

委員長 ほかございませんか。148、149ページ。町民課長。

町民課長 先ほど回答保留になっておりました野生大麻の収穫量についてご報告させていただきます。平成26年度につきましては町内岩知志地区、長知内地区、芽生地区、旭地区の4か所で行いまして、収穫量については210キログラムとなっております。また平成27年度につきましては旭地区4か所で行いまして、

290キロの収穫量となっております。以上でございます。

委員長 これについてよろしいですか。四戸委員。

四戸委員 今の大麻の件につきましては課長の報告はわかりました。それでですね、26年度に岩知志などで210キロ、27年度は旭地区で290キロということなんですけども、28年度においては、全くそれで全滅したというわけじゃないと思うんですけども、どのような考え方をしているのか聞きたいと思います。

委員長 町民課長。

町民課長 これについてはですね、警察の協力もいただきながら、毎年継続して実施していきたいと考えております。

委員長 ほかがございませんか。150、151ページ。152、153ページ。松澤委員。

松澤委員 153ページの商工総務費なんですけど、25節の積立金です。ふるさと納税に関する業務がまちづくりから観光商工課に移るということなんですけども、そのことに関しましてふるさとの寄付の条例とか、寄付する方の使途のそういう欄ですね、教育、文化、保健、医療、産業といろいろあるんですけどその中に、商工に関する区分がないことと、観光、当然新しくできましたので観光という部分もないんですけども、その力を入れるということで、業務量が膨大だったからという理由だけじゃなくそういうことも含めて、関連する課ということで寄付金をそのほうにも、使うという考え方がないのかどうかちょっと聞きたいんですけど。使ったほうがよろしいのではないかなと私は思うものですから。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。ふるさと応援寄付金の積立金でありますけれども現在条例で、何に使うということでそれぞれ保健福祉とか、教育だとかっていうことで、決まっております。その他というのもありますし、あとは納税者の方が町で自由に考えてくださいという項目もあります。指定しないという人もいます。商工業についてというのは特に現状では決まっていらないんですけども、今後ですね、その内容、積み立ての内容については、鋭意検討してまいりたいというふうに考えております。

委員長 ほかがございませんか。154、155ページ。156、157ページ。158、159ページ。千葉委員。

千葉委員 152ページのシャトルバスの関係、これ幌尻登山の関係でございますけども、以前に危険回避ルートということで50万ほどでしたか、予算をつけていただき、その後の回避ルートの状況はどのようになっているのか、あるいはその新冠ルートとあわせての連携も含めてですね、どのように今後考えているのか状況をお知らせいただきたいと思います。

委員長 産業課長。

産業課長 お答えいたします。平成27年度においてですね、予算をつけさせてもらって、緊急ルートとか別ルートの調査をということで、行いました。実際に行って、非常に難しい、一般の人が登っていくには非常に難しいというような結論になったところでございます。で、平成28年度についても引き続き調査していきますけれども、27年度でこのコースはどうだということで調査したルートについてはちょっと一般的に難しいルートだったということでありまして、28年度、ほかのルートもできれば調査をしていきたいというふうに継続して考えております。予算はついておりませんが、山岳会と連携しながら、調整をしていきたいというふうに考えております。それと新冠ルートとの調整でありますけれども、全体的に額平ルートで登っていく部分の登山者が少なくなってきたということもありまして、天候の関係ですとか、雨が一定量降ったらシャトルバスも止めて危険な状態を避けるということもあったりしましてですね、また新冠ルートについてはあまり天候に左右されないで登れるというような面もありまして、そちらのほうに実際の数字はおさえておりませんが、かなり流れているということもありますので、昨年言ったんですけども、新冠町とも連携しながら、災害等の関係についても連携をしながらですね、やっていきたいということで28年度についても協議をしていきたいと思っております。

委員長 千葉委員。

千葉委員 ちょっと前段戻りますけどもいわゆる危険回避ルート、相当に困難な感じというふうに受けとめましたけども、あそこの幌尻岳とか日高山脈の場合国立公園の関係もあろうかなというふうには思ってますけども、よく私も知ってる札幌のほうから来てる登山愛好家の方に聞きますとですね、特に雨降って増水したときの対応でやっぱりにっちもさっちもいかないということが何回かその方も経験してるんですけども、例えば沢を横断していくような箇所、数か所、その中でピックアップして、例えばの話ですけども、仮橋みたいなかたちをつり橋的なものでも構わないし、回避できるような高さにもってって、多少の雨量にもよりますけども、回避できるようなルートというのは見つけることは不

可能ではないのではないかという意見もちょっと、私も詳しくはわからないんですけども、聞いてますけども、その辺の現行の登山のルートも含めてのですね、いわゆるその増水したときの対応策というのは全くとれないものか、その辺、例えば景観の、なんていうんですか、自然を損なうとか何とかという一歩手前ぐらいのね、ものでなにかこう、工作物を作ってルート渡れないかという検討はなされているのかその辺もちょっと伺っておきたいと思います。

委員長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。森林管理署等とも協議をしまして、話し合い等を行ってきておりますけれども、ルートを探す際にも笹自体を刈ること自体も、非常に難しい状況であります。国定公園内ということもありますし、国有林内ということもあって、それについては森林管理署のほうも、それはちょっと協議をしておりますね、でないとなかなかこちらのほうで一方的に笹を刈りながら避難ルートをつくっていくというのも非常に難しいという現実もあります。またつり橋等を設置して、緊急回避的にそこを渡るというような提案でありますけれども、それについても、今言ったような状況で、なかなかそういうものを工作物を建てるというのは非常に難しい状況にありますので、その本当に緊急避難的な部分とかを、実情を申し上げながら、協議をしていきたいと思っておりますけれども、現実的には非常にハードルが高いというようなことでございます。

委員長

千葉委員。

千葉委員

一定の理解は示してんですよ。そのことについてはね。私も多分国定公園内のさまざまな制約があるのかなというふうには思ってますけども、ただあのもったいないなというか、百名山の中でも、やはり最後の五つぐらいの山、ぜひとも制覇したいという中にやっぱり、どうしても日高管内の幌尻岳という名前が上がってくるそうなんです。私は登山の愛好家でないから詳しくはわかんないですけど。ただ、その部分においては、やっぱり天候の左右、限られた日数で登山をして下山をしていくという中でこの天候に左右される部分というのをやっぱり緩和していけるようなルートを見つけてもらえれば、もっともっと登山客が増える、登山客が来るということは当然のことながら、幌尻山荘の利用を含めて、それから旧豊糠の小中学校のあとの宿泊も含めてですね、もっと極端に言うと、平取町に訪れていただける方の交流人口も増えるということもありますので、その辺やっぱりもう一度ですね、原点に戻って、国定公園内の制約、何ができて何ができないのか、どうやったらやっぱり登山の天候に対する、影響を受けなくて少しでも多くの方が登り下りできるのかということをこれから真剣に検討していただきたいなというこれは一つ私の要望でございますけども、お願いしておきたいというふうに思っておりますけどいかがでしょうか。

委員長 産業課長。

産業課長 お答えいたします。幌尻を訪れる方の中には、渡渉があるので、非常に楽しみで来られる方もいっぱいいるというように聞いております。日程的なものでどうしても下りないとだめだとか、マナー違反のようなかたちも、ときどき見受けられるということで、PRとしては余裕をもった日程スケジュールで来てもらって、十分に渡渉も楽しんでですね、幌尻を満喫していただきたいというようなかたちのPRをしていきたいと思えますし、そうでない方もいらっしゃるということですので、その点につきましては、今千葉委員がおっしゃられたとおりのようなかたちで協議を重ねて、何とかいい方向にいきたいというふうには思いますのでよろしくご理解のほう、お願いしたいと思います。

委員長 よろしいですか。それでは158、159ページ。松原委員。

松原委員 1番松原です。158ページの委託料、鉄道記念館の公園委託料なんですけども、あそこに貴重なSLがあるんですけども、このSLの管理ってどういうふうになってるんでしょうか。

委員長 SLの管理はどのようになっているかっていう質問なんですよね。振内支所長。

振内支所長 はい、お答えしたいと思います。SLは今の現状としてただ自由に見られるという状況になっております。実は平成29年度で塗装を予定しておりましたけれども、28年度に小樽の博物館関係者がボランティアで塗りたいというふうに言ってきましたので、消耗品等をそろえまして、ボランティアで塗装するという予定でおります。

委員長 よろしいですか。ほかございませんか。四戸委員。

四戸委員 158ページ、14節ですね。これあのファミリーランドの遊具の使用料なんですけども、27年度においては100万で28年度は200万ということですが、単純にこれ遊具を増やすということなのか、この辺についてちょっと。

委員長 産業課長。

産業課長 お答えいたします。ファミリーランドの遊具使用料につきましては、平成27年度で100万を計上しておりました。それについてはターザンロープを新しくしたということで、これ、リースで行っております。その部分が、今年もリース料かかってくるということで100万かかっております。それ以外に平成

28年度では、大型の滑り台を整備したいということで、その分の100万をあわせて200万の計上をしているところです。

委員長 ほかございませんか。櫻井委員。

櫻井委員 今の158ページの同じファミリーランド遊具使用料のところなんですけど、この遊具を買うっていうことに云々ということじゃなくて、よく親御さんから聞かれるのが滑り台の下のえぐれを何とかしてほしいだとかって、僕自身がその現場を見て確認しているわけじゃないんで、今現状がどうなってるかっていうのはわかんないんですけど、そういうことも含めての環境整備っていいですか、今自治体を相手に訴訟起こしたり、そういうことが結構ありますので、そういうことに留意してくださいということを申し上げたいだけです。以上です。

委員長 産業課長。

産業課長 お答えしたいと思います。おっしゃられるとおり、そういう遊具だけがをして、自治体が訴えられるというようなケースもありますので、このリースで入れる部分については遊具ももちろんですけども、周辺の環境、今滑り台の下、おりるところっていうのはかなりえぐれてたりするんですよね。それも含めて、整備をしていきたいというふうに考えてます。

委員長 松原委員。

松原委員 1番松原です。158ページの工事請負費、義経公園のトイレ工事なんですけども、水洗トイレということで、このデザインというのは一般的に募集してあれするのか、それとももうデザイン決まっているんでしょうか。

委員長 産業課長。

産業課長 お答えします。デザインというのはトイレの外観のことを言っているんでしょうか、中身のトイレの配置だとかそういう部分じゃなくて、外観の部分でしょうか。

松原委員 外観で。

産業課長 予算にあげてる金額もですね、今まで行ってる簡易水洗トイレの設置の予算にほぼ同等の金額ということで、デザイン等については、一般的なデザインになってこようかと思っております。ただ外壁等のデザイン、デザインというか塗ったりする部分ですね、色だとかそういうものについては、義経公園の景観に

配慮したようなかたちのものを考えております。

委員長 松原委員。

松原委員 義経神社がありますんで、そういう義経にこだわったっていうか、そういう関連したような感じで、デザインだとかそういうのあるのかなっていうふうに考えているのと、今言ったようにあまり地域にマッチしないようなデザインでなく、そこにあったような感じ、溶け込めるような感じでやっていただければなと思っております。以上です。

委員長 産業課長。

産業課長 工事を実施する前に十分検討して行いたいと思います。

委員長 ほかがございませんか。休憩します。2時5分再開とします。

(休憩 午後 1時51分)

(再開 午後 2時 5分)

委員長 再開します。保健福祉課長。

保健福祉課長 午前中の歳入の分の29ページなんですけど、児童福祉費負担金ということで、保育所の負担金の関係なんですけど、それと高山議員からの滞納分についてということでご質問ございましたが、滞納分につきましては今までの滞納分も含めたなかで、28年度の計算ということになっておりますので、訂正させていただきます。

委員長 よろしいですか。はい。それでは、160、161ページ。162、163ページ。164、165ページ。中川委員。

中川委員 はい。165ページのほうで、13節の委託料と27節の公課費のところなんですけども、この13節の委託料に関しては、住宅改良資金滞納整理委託料ということで、多分、説明聞いたところこれ弁護士料ということを知ってたんなんですけども、このことについては去年1件ありましたけども、今年もこの予算を組んでるということは、今年も1件、該当する人がいるということなんじゃないかな。

委員長 税務課長。

税務課長	ただいまの質問ですけれども、議員さんを見込みのとおりですね、1件、そういった方法で債権を回収する予定ということで、予算計上させていただいております。
委員長	よろしいですか。はい。ほかございませんか。166、167ページ。168、169ページ。井澤委員。
井澤委員	11番の需用費のところについてですけれども、その中の消耗品費で、食糧、毛布等の更新とか、また不足してるものについての費用ということですが、現在、町内、どういう施設で何か所、どれぐらいのものがこれが必要っていうか、準備されているのかについて、お聞かせ願いたいと思います。
委員長	まちづくり課長。
まちづくり課長	ちょっと詳細な資料後ほど用意して説明させていただきます。
委員長	ほかございませんか。170、171ページ。172、173ページ。174、175ページ。高山委員。
高山委員	174ページの小学校費の教育振興費ということで、これ小学校費だけには限らないんですけれども、17節の公有財産購入費の中の児童用パソコン購入費について、ちょっとお伺いをしたいなというふうに思っています。現在パソコンは、それぞれ小学校、中学校ということで導入してございますけれども、これは授業の中でどのように使われてるのか。例えば、パソコン本体だけの使い方なのかそれとも、サーバーにつないで、例えば辞書だとかそういうかたちのものの使い方をしているのか、まずその辺をお知らせいただければと思います。
委員長	生涯学習課長。
生涯学習課長	お答えしたいと思います。まだ26年度の中途からの導入ということで、先生方もなれない部分もあるんですけれども、授業の中では、タブレットにつきましては生徒が自主的に使って、同じようなテーマをもとに、タブレットを見ながら調べものをしたりと。それから、電子黒板につきましても、そこから先生が電子黒板に映し出して共有しながらということで、活用はしておりました。
委員長	高山委員。
高山委員	そしたらここに載っている教育振興費の中の公有財産購入費の中の児童用パソ

コン購入費というのは、タブレットということだとかそのほか電子黒板ということでご理解していいのか、その辺ちょっともう1点だけお聞かせいただきたいと思います。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 はい、生徒用のパソコンのタブレット、それから各学校には電子黒板、それとラン整備も含めて、債務負担で実施をしたものであります。

委員長 よろしいですか。藤澤委員。

藤澤委員 5番藤澤です。171ページ戻っていただきます。2目事務局費、171ページ。ふるさと親子留学助成金についてであります。金額はともかくとしまして、このふるさと親子留学についての、中期、長期についていいですか、どのような、推移でこれから行ってまいるのか、メンタルな部分もあるかと思しますので雑駁でよろしいですので、お答えをお願いします。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 今後の方向というようなことの質問かと思うのですが、今NPO法人のほうで受け皿となりまして、そういった希望者がいれば、教育委員会と連携しながら、学校との対応で、受け入れについての対応をしているということで、その扱いにつきましては、今後も継続して進めていくつもりであります。

委員長 藤澤委員。

藤澤委員 5番藤澤です。向こう5年10年というスパンで考えますと、現状、少なくともこの3、4年のいわゆる現状が続くであろうと、あるいは続けなきゃならんのかなと、その辺も少し答えをお願いしたいと思います。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 いろんなどこから紹介とかは来てますので、実際現地を見てもらって、雇用する側のことも含めまして、当町の状況を見て判断していただいているので、そういった要望はまだあるのかなというふうに思いますけど。

委員長 ほかがございませんか。174、175ありませんか。176、177。千葉委員。

千葉委員	176ページをお開きいただきたいと思います。先ほども小学校費の中でもあったんですが、公有財産購入費の生徒用パソコン、この項目は中学校費の中での生徒用パソコンということでの表現だと思うんですけども、両方小学校と、それから中学校をあわせると、パソコンの購入費という費目の中で1千4、500万になっているわけでございますけども、前も以前にもちょっとお尋ねしたことあると思うんですけども、タブレット型のパソコン、それから電子黒板含めてですね、連動させてっていうこともあるのかなと思うんですけども、そのパソコンのタブレット型にしろ、小学生にしろ中学生にしろもたせて授業をやるという、肝心要の使い方ですよ。これをしっかりと指導できる先生は、各学校に配置されてるのか。それともその部分で町立の学校で、例えば、そういった指導者がちょっと手薄になってるのか、今のところは何も問題ないよというふうに推移しているか、その辺のパソコン使った授業のパソコンの扱い含めての指導はどのようになっていますか、お答えいただきたいなど。現状で結構です。
委員長	生涯学習課長。
生涯学習課長	先ほど前段でも申し上げましたけども、全ての先生がということでは、なかなかまだそこまではいってないのかなということで、町が主催になったパソコンの研修会なりに先生方も参加していただいたり、また、なれている詳しい先生もおりますので、そうした先生の授業を見てもらうだとか、そういったことで個々の先生には、研修を受けてもらって、有効に活用できるように努力はしていただいているとは思っています。
委員長	千葉委員。
千葉委員	わかりました。ぜひお願いしたいと思います。それとですね、パソコンの購入費という費目になってますけども、今後もまだ台数増やすとか、更新をしていくというようなかたちで、このぐらいの予算計上がここ数年続くのでしょうか、それとも一定の落ちつきをみて、機種変更とかがない限りはあまり今後は、歳出が増えていく傾向にないのか、そのこともちょっと見通しとして教えてください。
委員長	生涯学習課長。
生涯学習課長	今後の見通しでありますけども、平成28年度に最終年次と考えまして、電子黒板各1台、それとラン整備の残った部分ですね、その部分をやって、とりあえず完了ということで、パソコン自体は導入する予定はありませんし、今後その機種の関係も含めまして、当面はよっぽど変化がない限りはそのままとい

うことになろうかなと思います。今のそのままタブレットを使用していくということになろうかなと思います。

委員長

高山委員。

高山委員

ちょっと今パソコンの関係がありましたけれども、ちょっと関連でございますけれども、このパソコンについては当面これで電子黒板もってということになるとということになりますけれども、パソコンそのもの、まあタブレットもそうですけれども、そういった意味では、非常にその技術の革新というか、新しいものが、機能のよいものが出てくる。そういったかたちのなかで、よその町村とちょっと比較してみますと、いや実はその地元の商店を経由しながらですね、リースにしている。例えば故障したときにはすぐ取り替えてもらえる。そういうようなことのなかで、常にその機種についても新しいものが、一定程度ということのなかで言っている町村もでございますけれども、町の方向としては購入ということで今決まっていますけれども、将来的にはそういうかたちでリースでというような、技術がだんだん追いついていかないという状況もございますので、そういった意味ではリースでやるということがあるんですけれども、その辺の将来的な、検討もさせていただければ大変ありがたいかなと思いますけれども、それ辺はどうでしょうかね。

委員長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

導入したばかりで、先ほど言いましたように先生方もまだまだこれからかなということもありますけれども、機種については、いろいろ当然、性能も良くなるかなってことは想定されますけれども、そこら辺は状況をみながら考えていきたいというふうに思います。

委員長

よろしいですか。ほかございませんか。178、179ページ。180、181ページ。182、183ページ。184、185ページ。186、187ページ。188、189ページ。190、191ページ。192、193ページ。194、195ページ。196、197ページ。198、199ページ。200、201ページ。202ページ、はい。まちづくり課長。

まちづく
り課長

先ほどの井澤委員のご質問なんですけれども、非常に資材の品目等も種類等も多くて、また備蓄の防災食等についても非常に項目が多いということもございますので、もしよろしければですね、この資料を配布させていただいて、答弁に代えさせていただければと思いますけれどもよろしいですか。

委員長

それでは、歳入歳出の事項別明細書について質疑を行いました。これまでの

歳入歳出の全体を通して、改めて質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。高山委員。

高山委員

121ページの老人福祉費の中の、いろいろ各項目に分かれていますけれども、特に扶助費の中で、高齢者等の入浴料の助成金ということで、私が6月の定例会のときの一般質問でしましたけれども、こういったかたちで、420円の24枚ということが、町がやることによって、実は、そういったことでは、指定業者さんが日常的に、高齢者の方は100円にしてくれるということがありましたけれども、私はそのときに、この書留代だとか、例えば印刷料だとか、そういったかたちで人件費を含めれば100万近くもなっているという、そういったことのなかで、何とかその簡易な方法でということ、質問したということになりましたけれども、その内容について、どのように検討されて、また今年も同じようなかたちの結論に至ったのか、まずもって、そのことについてお聞きをしたいと思いますので、ご答弁をよろしくお願いしたいと思います。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉課長

お答えいたします。一般質問の中で、その入浴券の関係で質問をされて、いろいろ課の内部でも検討いたしました。その中で、まずその入浴券、今温泉のほうでも入浴券を使ったらあと100円の割引ということで、温泉独自でやらせていただいています。それも、町が24枚の割引券出すというなかでの実施ということになろうかと思えます。それで、温泉ともいろいろ協議をいたしました。その中で、逆に今までどおり100円に入れるかどうかということも含めながらいろいろ検討はいたしました。まだ最終的な結論もちょっと出てないというなかで、本年度、こういうかたちで、書留代、また印刷代とかも含めて約70万程度の事務経費を使いながら実施するということになりました。今後、またいろいろ温泉のほうとはいろいろ協議はしなければならぬのかなと思えますが、とりあえずは28年度はこういうかたちでまた実施させていただきたいと考えています。

委員長

高山委員。

高山委員

ちょっと今の答弁の中では、まだ検討しながらということはいいながらも、今年度は、前年度と同じようなかたちでやっていくということの理解でいいんだろうかなというふうに思いますが、そういったかたちのなかでは、この入浴の750万程度、それから書留とそれから印刷代とそれを送るための人件費ということになると、800万を超える内容になっているわけですので、検討を今年度するというのであれば、なんとなく、煩わしいような手続きではなくて、町が高齢者福祉のために、そういったお金を850万でも

900万でもいいんですけれども、そのために出して100円についても、町が政策としてやっているということのほうが、前の一般質問のときにお話しをしていますので、まあ検討するときその辺ですね、どうもその、100円をしてもらうために、420円の24枚の券をつくって、それでやるということというのは、どうも煩わしいというか、もうちょっと合理的な効率の良いやり方を、今年度の中で検討していただければよろしいかなと思いますので、ぜひその辺、お金は払うは、経費はかかるは、人件費はかかるという煩わしさはなしにして、ちょっとすっきりとしたかたちで、町民に還元できるような政策的な予算としてあげていただけるようにですね、お願いをしたいなと思います。以上です。

委員長

町長。

町長

私のほうからご答弁申し上げますが、結論から言って保健福祉課の窓口に行ってそういう無料券をもらうっていうのが一番良いんですけども、来ていただくということに対する、やはり遠いところもございますので、本当に一番良いのは温泉に申し込みをして、そこでもらうというのが一番効率的で、そういう必要な方が行ってもらうのが一番良いわけでありまして、そこでやはり、町民として確認しなきゃならないという手続きがございまして、個人情報というかたちもございまして、それが一番良いんですけども、そういう書類を見せなきゃならない、場合によっては担当者が行くということになって、常時行くということはまた経費もかかりますし、いろんな方法を考えておりますが、もう少し28年度ですね、検討させていただきながら、一番いいベストな方法を検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長

高山委員、よろしいですか。井澤委員。

井澤委員

7番、井澤です。今の温泉の無料券に関しまして、町民の方々から要するに交通の便があって、自分で運転できなくても、家族、地域の方に乗せていただけて、温泉まで行き来できる方はいいんですが、それができない方々にとって、絵に描いた餅になっているっていうことが、実際起きているんだと思います。65歳以上で無料券をもらっても、一度も使ったことがないという方もいらっしゃるんです。それは保健福祉課で実績を調べれば、使っていない人と使っている人、私自身は65歳になっていますので、今までのところ使わせていただけて、大変喜んでおりますけども、それが実際は、交通の便がなければ使えないということになって、絵に描いた餅に対する不満なんかもあるんですが、その辺のことの対応はいかがでしょうか。

委員長	保健福祉課長。
保健福祉課長	お答えいたします。そういうお話はですね、何件かは聞いております。ただうちといたしましても、この広い町内ですからどういう足の確保がいいのか、いろんな意味で検討する材料はたくさんございますので、今後とも充分検討しながら、その辺も考えていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。
委員長	井澤委員。
井澤委員	多分、保健福祉課が何ぼ頑張ってもだめなことで、どちらかという、デマンドバス等でバスの運行の便を今考えている、まちづくり課のほうで、バス、公共的なバスとかデマンドバス等その辺のところのなかで、どの地域の方についてもそれが、温泉までの足が確保できるような、そのようなことを考えていらっしゃるのではないかと思いますけども、見通しは、まちづくり課長のほうはいかがでございましょうか。
委員長	まちづくり課長。
まちづくり課長	26年度にですね、貫気別地区の試験的なデマンドバスを運行した際、そのほとんどの方が温泉を利用されたというような実績もございまして、公共交通機関ではありますけれども、目的としては、特に貫気別地区の方は温泉が多かったというような結果もございまして、ただ温泉も行き先の一つなんですけども、公共交通機関としてはやはり町内満遍なく、できるだけ多くの方が利用できるような仕組みとか、そういうのを目指していくということもありますので、例えば温泉の利用に関してということであれば、年に何回か、これは一つの方法ですけども、温泉側でそういった専用のバスとかそういうものを用意するのも一つの方法なのかなというところもありますので、また地域の方が温泉へ連れていくような、そういった地域のつながりとかそういうのもいろいろ検討していただくとかですね、そういうものもあるのかなと思いますので、デマンドバスをはじめとする公共交通機関のありかたについては、これ今後もまだより良いかたちということで検討進めていきたいと思っておりますけども、なかなか、ぴたりとはまるようなダイヤとか、そういうものがなかなかできないというようなところが非常に悩みの種というところがありますので、今後そういったことも含めて再度、検討させていただければと思っています。
委員長	全体を通してその他、松原委員。
松原委員	1番、松原です。180ページなんですけども、教育費の絡みで19節負担金、二風谷アイヌ語教室運営補助金が200万となっておりますけども、このちょっと

内訳わかれば教えていただきたい。

委員長 文化財課長。

文化財課長 お答えさせていただきます。アイヌ語教室の補助金の内訳ですか。内訳ということであれば一括して、アイヌ語教室運営委員会に補助しております。現在、受講者は大人約40名、子ども20名前後ということで、週1回活動されております。以上でございます。

委員長 松原委員。

松原委員 これ毎年同じ額でしたか。

委員長 文化財課長。

文化財課長 ここ数年は200万ということで出しております。

委員長 松原委員。

松原委員 今、人材育成とかということで、白老に国立のそういう博物館ができるということで、うちのほうも、いろんなかたちでアイヌ保存会とか、そういうかたちで運動していただいているんですけども、まあ人材の育成を考えますとですね、ここにもう少しですね増額をして、いろいろ人材育成を図っていただきたいと思っておりますので、将来的に増額を考えていただきたいということを要望しておきます。

委員長 文化財課長。

文化財課長 そういった事業の拡大ですとか後継者対策ということで、そういった活動をしたいたということであれば、そういったことも、十分に検討してきたいということで、考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 その他ございませんか。櫻井委員。

櫻井委員 178ページの8節と14節について伺いたいんですが、これはちょっと確認なんですけど、まず8節の報償費なんですけど、芸術鑑賞会出演者謝金と14節の芸術鑑賞会バス使用料というのは、これは平取町に劇団なりを呼んで、それを鑑賞するための謝金と、それに伴う各地から子どもたちなりをバスに乗せて

くるための費用、そして施設の入場料ということで、間違いないのでしょうか、まず。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えします。まず報償費のほうについては、劇団を呼んだときの劇団に対する謝礼です。町民芸術鑑賞会ってということです。これ隔年で実施しているものですが、鑑賞会に対する謝金ということでもあります。14節の芸術鑑賞会のバス使用料でありますけども、こちらのほうにつきましては、小中学生のほうの、子どものほうの芸術鑑賞会の町内、公民館で開催しますんで、そこに町内の学校から連れて来るバスの借り上げってということです。最初の報償費とは別なものです。

委員長 櫻井委員。

櫻井委員 名称は一緒なんだけど、違うってということですか。そしたらこれまた、その下の芸術劇場出演者謝金とはまた違う話ということですか。これ、この三つは連動していないということですか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 芸術鑑賞会というのが隔年でやってる部分で、28年度に劇団を呼んで、今回やる部分であります。その下の芸術劇場出演者謝金というのは、毎年実施している小中学生用の鑑賞会であります。保育所も入ります。

委員長 櫻井委員。

櫻井委員 芸術劇場の出演者謝金っていうんですから、これも地元で呼んでって意味ですよ、例えば札幌にフランス絵画が来ました。劇団四季の何かを見ますってというようなものではないということですね、どちらも。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 はい、どちらとも町内で実施をして、来ていただくというようなやり方です。

委員長 ほかがございませんか。櫻井委員。

櫻井委員 わかりました。それを踏まえてなんですけど、今、保護者の経済的な理由、あ

るいはどうしても、時間がとれないという親御さんがいるっていうことで、家庭によって随分差があるというのをよく聞くんですよね。このことは、総務文教の委員長だった時代に教育長ともこういう話を何度かしたんですけど、そういう子どもたちに特化したね、子どもたちにとりかできれば小中の子どもたちに特化した、そういったその芸術鑑賞、文化に触れる機会をつくっていただけないかなっていうのが、提案といいますか、お願いなんですけど。今回こうやって予算がもう出てしまっているんであれなんですけど、将来的にそういうことも必要ではないかと実は思ってるんですよ。今各地で信じられない、なんていうのかな、悲惨な事件というのが随分ありまして、情操教育の欠如っていうのも要因の一つと言われてるんでね、そういう市町村単位で、あるいはその教育者がそういうことが欠如している子どもたちが多いとすれば、やっぱりそれに対応するのが自治体なり、教育者の仕事だと私自身は思うんですよね。ぜひともそういうことが、企画できないかということをお尋ねしたいんですが、いかがでしょうか。

委員長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

ちょっと説明が悪かったと思うんですけど、隔年でやっている芸術鑑賞会というのは、今回劇団を呼んで3百何十万という予算を組んで謝金で組んでいるんですけど、その下の芸術劇場の部分につきましては、各小中学校それから保育園、それぞれに来ていただいて、要は日中ですね、授業なりをやってるっていうことで、来ていただいて、鑑賞をさせていただいてますんで、特化ということではなく全校の生徒が来ていただいております。

委員長

櫻井委員。

櫻井委員

ごめんなさい、言い方悪かったかな。それをわかった上で、要するに例えば田舎に来ると、一番何不足するかなっていうと、絵を見ただとか、映画を見ただとか、まあ映画は苦小牧行けば見れるんですけど、絵を見たり観劇をしたりするっていう機会が随分失われるんですよね。そういう意味で子どもたちに小さいうちから、例えばマチスを見せたりピカソを見せたり、ルノワールを見せたりっていうようなことができれば、それがもしこういう田舎では、なかなか難しいとすれば、自治体なり教育者が、そういうことを考えてやっていくべきじゃないのかっていうこと言ってるんで、将来的にそういうことできませんか、そういうことが可能じゃないですかっていうことをご提案申し上げてるんですよ。だから、今、課長が言ったことは十分わかりましたんで、そういうことがなされていないというのが確認できたんで、ご提案申し上げたんです。それについていかがですかということ。

委員長

教育長。

教育長

お答えをさせていただきます。ただいま櫻井委員のほうから、豊かな心の醸成といえますか、子どもたちが将来的にやはり、健やかに成長していくということでは、芸術鑑賞ということは非常に大切なことであって、これやはり社会教育として、推進をしていかなきゃならない事業だというふうに考えているところでもあります。そのことにおきまして、例えばご指摘のありましたとおり、なかなか町内で子どもたちにそういう機会を与えるというのが少ないということもありますので、ただいま課長のほうから申し上げましたけれども、保育所、小中学生を対象にした芸術鑑賞といえますか、それについては平取でもそれは行っているところでもありますけれども、より広くって言いますか、ただいまありましたように、絵画でありますとか音楽だとか、やはり、専門的な部分でもっともっと子どもたちにその機会を広げていくということでは、それらを積極的にやはり、社会学習事業として、組み入れていかなきゃならないのかなと思っています。さらには、現在も行っておりますけれども、わくわく感動体験ツアーということで事業を組んでおりますので、それらは小中学生に特化したということではなくて、現状では成人者も含めて、それらについては、札幌でありますとか都会で開催されております、それらの事業に参加をしているということになりますので、そういうわくわく感動体験ツアーを小中学生に特化をしてということは、これは、やぶさかではないというふうに思っておりますので、今後充分これらの事業内容の精査等を行いながらですね、取り進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長

よろしいですか。ほか、全体を通して質疑ございませんか。千葉委員。

千葉委員

11番、千葉です。どのページのどの項目ということではなく、全体を通してということで、お伺いしていきたいな、1点だけお伺いしたいなと思います。先だっても北大の常本教授がみえられたときに、会議終わった後、役場のほうに来まして、一定の研修というか、お話を伺ったなかで、特に白老の国立の博物館の開設にあわせた、いわゆるアイヌ文化の関係の観光客、それから、アイヌ文化を知っていただく教育的な目的もあろうかなと思いますけれども、入り込み数のお話があったなかで、常本先生は特に、白老が良くなればいいのか、阿寒が良くなればいいのか、平取だけがということではなしに、いわゆる互惠性をもった取り組みが大変重要だよというお話を聞かされまして、今回の予算審査の中でも、私は将来的な意味合いも込めてのお話なんですけれども、2020年東京オリンピックの開催と、それからアイヌ文化の関係、それから、新幹線の開通、もう間近でございますけれども、いろんなインフラも整備されていろんなイベントも開催されるなかで、やはりアイヌ文化の推進、あるいはその伝承、あるいはその保存をしていく、アイヌ語教室やなんかもそうなんですけれども、そ

ういったことに対しての新しい、こう予算の計上の仕方というものは、平取町として必要ではないのかなというふうに思っております。どの項目で、どの勘定科目で取り上げているということは、私は見当つきませんが、新しい、歳入歳出の項目を設けていくなかでですね、このアイヌ文化の推進を意識した取り組み政策ということでの予算が、別項目でやっぱり計上されていてもいい地域が、私は平取町だと思っておりますけども、その辺の将来に向けた考え方もしあれば、町長なり副町長なりのほうから、最後に意見として伺っておきたいなというふうに思っております。

委員長

町長。

町長

私のほうからお答え申し上げますが、2020年に東京オリンピックの年に、それにあわせたかたちで、白老の象徴空間ができるということで、菅官房長官が100万人来場者を呼び込むということでは、相当平取町にも影響が出てくるということで、本当に千歳、白老、平取のトライアングルというかですね、100万人のうちの約1割、10万人でもこちらに来て、本物を見ていただくようなかたちの施策をとらなければ、相当影響が出るというふうに思っております。そういった意味では、これから、そういう具体的なかたちで取り組まなければならないと思いますし、また平取についてはこのアイヌ文化の振興については、地域の文化というかたちで、これはやはり失われる文化を大事に守りながら次の世代につなげていくという意味では大変象徴空間できないにかかわるような大事なことだというふうに思っております。こういった地域資源、あるいは平取のトマト、あるいは和牛だとか豊かな自然だとか、こういった地域資源をブラッシュアップしながら、やはり生き残りをかけた、取り組みに点を面に変えながら、取り組みをしていくということが、これから大変大事なことなのかなというふうに思っております。そういったかたちのなかで、平取としても、象徴空間と同じものをつくるということではなくてですね、やはり本当にアイヌ文化を理解していただく博物館ができれば、それに伴う、自然素材の提供だとか、あるいは担い手の育成だとか、それぞれ機能分担したなかで、これから、取り組んでいくことが、お互いにのウィンウィンのかたちになるのかなというふうに思っております。そういった意味で、それぞれのところに予算の措置をしてございますけれども、場合によってはある程度集約化をしたなかで強化していくということが大事だというふうに思っておりますが、いずれにしても、アイヌ文化というのは平取の財産でございますので、これらを大事にしながら共に共生する、まちづくりを進めていくことが、将来にとっても大事なことだというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

委員長

ほかございませんか。なければ質疑を終了いたします。

それでは予算書 7 ページ、第 2 表債務負担行為について質疑を行います。質疑
ございませんか。

次に 8 ページ、第 3 表地方債について質疑を行います。質疑ございませんか。
以上をもって、平成 28 年度平取町一般会計予算に対する質疑を終了いたしま
す。本日の会議はこれで散会いたします。明日 16 日は、午前 9 時 30 分から
本委員会を再開しますので、定刻までにご参集をお願いいたします。本日はご
苦労様でした。

(散 会 午後 2 時 50 分)